

令和6年

# 総務委員会会議録

とき 令和6年7月1日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年7月1日(月) 午前10時00分～午後4時19分  
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 こしば 新 副委員長 新妻 さえ子  
委員 まつざわ 和昌 委員 大倉 たかひろ  
委員 石田 ちひろ 委員 須貝 行宏  
委員 松本 ときひろ 委員 西本 たか子

出席説明員 堀 越 副 区 長 久保田 企画 経営 部長  
崎 村 企 画 課 長 吉岡 政策 推進 担当 課長  
井添 S D G s 推 進 担 当 課 長 加 島 財 政 課 長  
長尾 施設 整備 課 長 佐 藤 経 理 課 長  
吉 野 税 務 課 長 柏 原 区 長 室 長  
勝 亦 総 務 課 長 石井 コンプライアンス 推 進 担 当 課 長  
岡 秘 書 担 当 課 長 與 那 嶺 戦 略 広 報 課 長  
木村 人権・ジェンダー 平 等 推 進 課 長 官 尾 人 事 課 長  
大 串 会 計 管 理 者 今 井 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
高 山 監 査 委 員 事 務 局 長 大 澤 区 議 会 事 務 局 長  
大 森 文 化 観 光 戦 略 課 長 藤 村 子 ど も 育 成 課 長  
佐 藤 障 害 者 施 策 推 進 課 長 森 道 路 課 長  
平 原 防 災 課 長 荒 木 学 校 施 設 担 当 課 長

○午前10時00分開会

○こしば委員長

おはようございます。ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、議案審査に際し、文化観光戦略課長、子ども育成課長、障害者施策推進課長、道路課長、防災課長および学校施設担当課長にもご出席いただきますので、あらかじめご了承ください。

また、審査の都合上、お手元に配付してございます審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

本日は4名の傍聴申請がございますので、ご案内をいたします。

---

1 議案審査

(6) 第64号議案 大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修工事請負契約

○こしば委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。冒頭に申し上げましたとおり、取り上げる順番を変更して行います。

まず、(6)第64号議案、大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修工事請負契約を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、私から、契約議案のご説明をさせていただきます。

本件を含めまして、本日審査いただきます第62号議案から第68号議案までの7議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき、提案するものでございます。

また、第72号議案、第73号議案につきましては、同法、同条例に基づきまして、契約の予定価格4,000万円以上の動産の買入れ契約につき、提案するものでございます。

それでは、資料の10ページをご覧ください。

議案審査、(6)第64号議案、大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修工事請負契約でございます。契約方法は制限付き一般競争入札、入札経過は11ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

10ページにお戻りいただきまして、契約金額は4億3,010万円、契約の相手方は大洋・加地建設共同企業体、代表者、大洋建設株式会社東京支社、支社長、七草木満氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、令和7年度債務負担行為、工期は令和7年6月30日でございます。

おめくりいただきまして、12ページの工事の概要書をご覧ください。

本工事は、児童発達支援センターの整備および児童センターの大規模改修のため、施設の内装・外壁の改修および外構等の工事を行うものでございます。

13ページに案内図と配置図、14ページに各階平面図、15ページに立面図がございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

12ページのところの太陽光発電設備ですけれども、これが精いっぱいという形なのでしょうか。この後の14ページを見ると、屋上の平面図で、図面上は、もう少し広く太陽光パネルを置けるのではないかなと感じるのですけれども、重さ等もあると思うのですが、これが精いっぱいなのか、やはり新しい施設になるときに太陽光発電設備をつけておくということは重要なことだと思いますので、精いっぱいなところなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○長尾施設整備課長

14ページの図面の中で、R階平面図というところに太陽光パネルと表示されているところがございます。こちらにつきましては、全てを図で表記しているわけではないのですが、この太陽光パネルやエレベーターの立ち上がりのほかに設備も載せておりまして、また、その設備のメンテナンススペース等も必要になってまいりますので、先ほどお話があったように、これが載せられる最大限というところで計画したものになっております。

#### ○須貝委員

児童センター大規模改修工事、必要な工事だと思います。ただ、どうなのでしょう。前も申し上げたことはあるのですが、入札金額がそれぞれ4億3,010万円、4億3,021万円、4億3,030万円余、本当に金額差がほとんどないのです。各会社というものは、その資本金に応じて、必要経費も人件費も皆違うと思うのですが、このような金額が出るということは、あらかじめ入札価格が、または細かい点まで業者に漏れているということなのですか。何か非常に不思議に思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

#### ○佐藤経理課長

入札金額に関してのご質問かと思えます。事実としましては、今回お示ししています資料のとおりでございます。1つは、1,000万円以上の契約に関しては予定金額を公表しているということがありますので、各入札事業者については、必要な金額を見積もった上で入札いただいているということが1つです。また、事前ということですが、こちらについては、入札の公告文という形で、今は電子入札をしておりますので、そちらで初めて出るということですので、情報については間違いなく、適切に取り扱っているということが言えると思います。また、補足といたしましては、近年人件費や資材等も高騰しておりますので、どうしても入札金額が高くなるということは、傾向としてはあろうかと思えます。

#### ○須貝委員

一般区民から見たら、これだけの、4億3,000万円のものに対して、入札金額が何しろ20万円しか差がないということは、やはり私も商売をやっている中では本当に不思議に思うのです。ですから、どのようなやり方が適切なのか、このように区民から少し不信感を抱かれるような、そのような入札金額というものが果たしていいのかどうかということも、私は今後区として、契約の段階で取り組んでいただきたいと思えます。

#### ○西本委員

今の須貝委員の話の続きでもあるのですが、どのような下請業者を使うかなどもによっても、やはり算出の仕方は変わってくると思います。恐らく区の方は、出てきたものに対して、それで一番低いところというものを決めていると思うのですが、ただ、どこまで介入できるのかと思います。例えば、下請、孫請、いろいろあって、その人たちの賃金なども含まれるわけです。そうなったときに、入札した企業が責任を持つわけだからということで、責任の範疇がないのか。でも、私はやはり工事を請けていただくわけだから、全てに関してある程度の介入というか、ある程度の指針といいますか、最低賃金を含めて、それは何かしらの基準があっていいのかなと思うのですが、その辺をお聞きしたいということと、すみません、所管をまたがってしまうかもしれないのですが、ここは発達障害支援センターですね。それで考えたときに、平面図を見ると、3階に遊技室などあるわけです。それから指導訓練室が1階ということがあって、この1階、2階、3階の、療育などを含めての話なのだろうと思うのですが、この考え方を、またがったら申し訳ないのですが、その目的に応じてというか、階層ごとの使い方になっているのかということもお聞きしたいと思います。

#### ○佐藤経理課長

私のほうからは契約の部分、入札した事業者の関係でご答弁申し上げます。

委員からは、入札した事業者に一定の、何といいますか、関与というか、そういったものはできないのかというお話かと思えます。まず、大前提としましては、入札に関しては低い金額で入れたところをお願いする、契約に基づいてお願いするということになりますので、大前提としてはそういった形になります。

もう一つ、その入札した事業者の中での労働者の賃金というお話がありましたので、その点につきましては、区では要項に基づいて労働環境チェックシートというものを出示していただいています。2,000万円以上の工事契約については出示していただいておりますので、その中で賃金や、あるいは労働環境に関してはチェックさせていただいております。直近でも特段問題があるという事業者はございませんでしたので、引き続き確認をしていきたいと考えております。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

フロア構成等についてのお尋ねございまして、こちらの建物、1階と2階を主に児童発達支援センターという形にしておりまして、3階を児童センターということで、事業を展開する予定でございます。エレベーターの改修等も行っておりまして、1、2階で発達の部分の対応等もできるような形というように予定でございます。

#### ○西本委員

ありがとうございます。どこまで介入できるか、一応チェックシートがあるということなので、大きな不正は働かないのだろうと思うのですが、やはりその末端まで気を配っていただきたいなと思っています。つまり、その企業の責任でしようではなくて、最終的なところまで目配りしていただきたいなと要望しておきたいと思っています。

それで、使い勝手についてはいろいろ議論されて、このような使い方になっているのだろうと思えますけれども、すみません、基本的なことなのですが、この建物、物すごく古いですね。このような改修という形で大丈夫だったのかなど。今さらなのですけれども、相当古い建物で、以前は保育園と児童センターの合築だったと思うのですが、それで今回改築という、耐震など建築基準法もいろいろ変わってきていると思うのですけれども、それも踏まえての今回のこの工事ということなのではないでしょうか。そして、少しかぶってしまうかもしれないのですけれども、資材高騰になったときの考え方です。今、契約

金額はこのような金額なのですけれども、途中どうなるか分からないというところがあるので、それを踏まえての契約金額になっているのかということを確認したいと思います。

#### ○長尾施設整備課長

建物に関するお問合せについてお答えいたします。

こちらの建物自体は昭和58年に竣工しておりまして、新耐震の基準にのっとり建てられた、鉄筋コンクリート造の建物になっております。ですから、耐震性については特に問題ございません。

また、改修するに当たっては、所管課と十分調整した上で計画しています。今回エレベーターもつけますので、バリアフリー対応もそちらで図るというような状況になっております。

#### ○佐藤経理課長

契約金額に関しまして、資材の高騰の分が反映しているかどうかというお話かと思えます。予定価格を出すに当たっては所管課のほうで積算をしていくのですけれども、その積算に当たっては、最新の資材価格の基準にのっとり積算をしております。近年、いわゆるインフレで資材高騰、あるいは当初申し上げたとおりに、人件費も高騰しているということがありまして、それに対しては、いわゆるインフレスライドということで、一定の基準の中で契約変更していくということをやっておりますので、そういった部分で対応していきたいと考えております。

#### ○西本委員

今の件なのですけれども、これからどのようになるか分からない。最近特に、資材高騰等で契約金額が変わるといものが結構多くて、それは仕方ないことなのだろうけれども、このように何社か来られて、でも最終的に、資材高騰になってくると、落札した金額よりも契約金額が大きくなっていくわけです。その考え方、どう考えればいいのかと思うのですけれども、結局落札したが、落札した金額では賄えられなくなってきた、だけれども、ほかのところはもしかしたらできたかもねというような、資材高騰だから、別に企業によって大きく変わるということはないのかもしれないのですが、初めの契約金額からどんどん高くなってきてしまうと、どのような考え方でそれを収める、契約期間も決まってしまうから、その企業しかないのですよとなるのか、多分そうなるのだろうと思うのですけれども、何を言いたいかというと、落札したところはいいのですけれども、落ちていくところが2つあるわけですね。そのところも、もしかしたら工夫をして、資材は高騰するけれどもという、何かいろいろな計算をして、可能性はあるかもしれないなというところはあるわけなのです。そのようなものを、これが最終として、もう資材高騰でどんどん上がってもこの契約しているところはもう変えないという形でやっていってしまうのだろうと思うのですが、もう少しできることがないのかなと思っておりますが、その辺はいかがですか。

#### ○佐藤経理課長

入札に関しては、制度としまして一番低い金額を入れたところが落札するということは、変えようがないというところだと思います。その上で、資材高騰に関しては、近年非常に上昇率が大きいというところは続いておりますけれども、それに関しては、先ほど申し上げたとおりに、インフレスライド等の制度がございますので、その部分でやっていくということかと思えます。

また、途中で事業者を変えるということは、制度的にも現実的にもなかなか、工事が動いている中でするので大変難しいかなとは考えております。

#### ○こしば委員長

ほかにご質問は。

## ○まつざわ委員

確認だけさせていただきます。先ほどありましたが、発達支援のほうが1階、2階で、3階が児童センターだと、今までであった児童センター機能が縮小されるわけです。すると、今まで使っていた面積に対して、この3階、要は児童センター機能というものはどれくらい縮小になったのかなということを知りたいということが1点と、屋上緑化というものは、もう初めから何か木を植えていってしまう計画なのか、児童センターや発達支援センターのカリキュラムで植物を何か育てようと、そのような形でやっていくのかということが2点目と、駐輪場です。結構いろいろな児童センターを見ても駐輪場がなくて、お母さんたちが雨の日にびしょ濡れになっているのは本当に見ていて、それがいいからほかの施設に自転車を預けて、児童センターに行くということは、結構品川区の児童センターに多いのです。ということで、この駐輪場は、図面上分からなくて申し訳ないですけども、屋根がついているのかなど。その3つだけ確認させていただきます。

## ○長尾施設整備課長

まず1つ目の、児童センターが2階、3階にあったものが3階に規模が縮小しているというところですが、こちら1フロアが大体250㎡から300㎡程度ですので、その2階分が児童センターではなくなるということで、およそ250㎡ぐらいが縮小することになっております。

あと屋上緑化に関してのご質問ですが、こちら屋上には階段等で上るのではなくて、点検口ですね。最後はしごで上っていくようなタイプの屋上になっておりますので、こちらの屋上緑化については、そういったカリキュラムを組んで、利用者も絡んでいただいているというような使い方は想定しておりません。

最後、駐輪場につきましては、資料の14ページの1階平面図というところで、建物のエントランスの北側のところに駐輪場というように書いております。こちらは建物のピロティー部分、屋根がかかっている部分になっておりますので、雨に濡れるような駐輪場にはなっていないというような仕様です。

## ○こしば委員長

ほかにございませんか。

## ○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。今、西本委員のところでもかなり詳しく、契約につきましては質疑があったところではありますけれども、本当に何が起こるか分からないという、このような情勢の中で、各事業者も、入札を品川区のこの施設の工事に関わりたいたいという思いを持っていただきながら、入札に臨んでいただいて、取り組んでくださっていることと思います。既に、やはりかなりの最低価格でということで事業者も臨んでいる中で、今何が起こるか分からない情勢の中での、本当に資材高騰ということがかなり影響が大きいと思っています。インフレスライド条項も含めて、品川区が対応してくださるということは間違いないとは思いますが、現状も厳しい中で臨んでくださっている事業者でありますので、事業者も安心をしてくださるような区の対応を求めたいと思いますけれども、いま一度その考え方を伺いたしたいと思います。

## ○佐藤経理課長

資材高騰に関するご質問ということだと思います。1つは、予定価格を出すに当たっては、最新の基準ののっとり積算した上で予定価格を出して、それに対して入札いただいているという現状でございます。その上で、いわゆるインフレーションによって資材や人件費が高騰した場合には、一定の基準に基づいてインフレスライド条項というものを適用いたしまして、それに基づいた契約変更をするという制度がございます。個別の事案に応じて、ご相談を受けながら進めているという状況でございます。

す。

○新妻副委員長

ありがとうございました。適正価格にのっとった対応もきちんとお願いをしたいと思います。

○こしば委員長

ほかにご質問はございませんか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第64号議案、大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修工事請負契約について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

障害者施策推進課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

---

(5) 第63号議案 （仮称）八潮在宅子育て支援施設整備工事請負契約

○こしば委員長

次に、(5)第63号議案、（仮称）八潮在宅子育て支援施設整備工事請負契約を議題に供します。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長



続きまして、資料5ページをご覧ください。

(5)第63号議案、(仮称)八潮在宅子育て支援施設整備工事請負契約でございます。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は6ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

5ページにお戻りいただきまして、契約金額は4億1,965万円、契約の相手方は、仲岡・小坂建設共同企業体、代表者、仲岡建設株式会社、代表取締役社長、中込守氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年3月17日でございます。

おめくりいただきまして、7ページの工事概要書をご覧ください。

本工事は、子育て支援施設の整備のため、施設の内装・外壁の改修および外構等の工事を行うものでございます。

8ページに案内図と配置図、9ページに平面図と外構図がございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○石田(ち)委員

内装工事というか、元保育園だったところが改修されるものかなと思っているのですが、その確認と、10年ほど前だと、保育園1個建てるのに2億円ぐらいでできるということを知っていたのですけれども、改修工事で4億円かかってくるというところでは、今はそのような金額ではない。保育園建設について、これ全面工事ではなく改修工事なのにそれだけかかる状況なのかということを知りたいということと、この在宅子育て支援施設というものが、区としては新たな施設だと思うのですけれども、このような施設を増やしていく方針などがあるのか、分かれば知りたいと思います。

#### ○長尾施設整備課長

こちらの計画につきましては、もともと保育園が入っていたところの1階部分を在宅子育て支援施設に改修するという計画になっております。

また、保育園の建設費につきましては、すみません、2億円というところがどういった条件の下で試算されたものなのか、私のほうで把握し切れていないのですけれども、もともとこちらの施設は改修工事というよりも、ZEBの認証を取って一定程度断熱性能を高めるであるとか、省エネ性能の高い設備を導入するであるとか、そういったところの高い仕様を導入予定ですので、一定費用はかかるものと考えております。

#### ○石田(ち)委員

結構前の保育園の建設費の話を出したのですけれども、要は待機児が大量にできたときに、保育園1軒建てるのに必要な予算というところで聞いていたもので、どれぐらいの規模かということ、それはそうですね。確かにあると思うのですけれども、平均的なというところで聞いていた額だったので出したのですが、そうすると、このような環境に配慮した形の建物にしていくとなると、ちょっと金額としてはかかってくるというご説明だったということですね。分かりました。ありがとうございます。

#### ○西本委員

築51年です。これ、この上に何か住宅があったはずですね。だからなのだろうと思うのですけれども、ということは、全体の建物として築51年たっているということになっているとすれば、もうそろそろ全体の改築をしていかないといけない建物ではないのかなと思うのですが、その辺はいかがなのか

などと思います。

それと、これは運用上の問題になってしまうのですけれども、1階平面図を見ると、パパママカフェ、デジタルルーム、木育広場、いろいろあります。このようなものがあつたらいいなとももちろん思うわけですが、これらのいろいろな使い勝手を含めての工事内容ですよということになるのか、このような工夫、このような箱をつくって後づけなのか、目的が先なのか、建物の改築の設計が先だったのか、もちろん目的が先だと思うのですけれども、その辺の調整をどう図られているのかなと思うのです。よく所管の意向が、なかなか経理上難しいという場合があつたりなどして、そこがうまくリンクできなかったり、所管ではもっと違う建物にしてほしかつただけけれども、実際できたものがちょっと違ったなというような部分があると思うのです。ですから、そのような経理上のいろいろな調整というものほどのぐらい図られているのかなということが聞きたかつたので確認させていただきたいと思います。

それと外構図のほうに植栽とあります。園庭、人工芝です。この植栽というものはどのようなものなのか。例えば地域の方と一緒に植えながら、いろいろと楽しんでいただくものなのか、それとも区がある程度形にしてしまって、草木を植えてしまうものなのか、どのようなものなのか教えてください。

#### ○長尾施設整備課長

まず最初の築年数のお話ですけれども、すみません、資料の記載が誤っておりまして、こちら建設年は昭和58年ですので、築41年となっております。大変失礼いたしました。

あとプランのお話ですけれども、施設の所管課から、事前にこういった施設にしたいといったところの要望等は確認した上で設計に落とし込んでおり、現状のプランになっております。また、外構につきましても、園庭のところ、人工芝というように書いておりますので、特に自由に遊べるというか、オープンスペースにはなっております。ただ、建物の2階以上には都営住宅が入っておりますので、その都営住宅の環境に影響のないようなところで考えております。また、建物の出入口が、図面でいうと上側のほうからになっておりまして、ここも今植栽というようにしか書いていないのですけれども、あまりいっぱい高木、中木を植えるというよりは、既存の樹木を活かして、あとは自転車利用等も想定しておりますので、そういった駐輪場も併せて整備するといったところで考えております。

#### ○西本委員

築41年ということだったので、でも41年というと、もうそろそろ考えなければいけない分類に入るのかなと思うのですが、その考え方、かなり老朽化している、築年数が非常に古いという建物が多い品川区なのですけれども、その考え方です。どのぐらいになったら建て替えを考えていこうとするのかというところの、取決めのようなものをお聞きしたいと思います。

それと、もちろん使い勝手、いろいろな目的があつて、それで内容を考えているということだと思うのですけれども、これ都営住宅があるというところで、住民たちもいろいろ楽しめる部分があると思うのです。ですから、もう少し園庭も、人工芝もいい、天然芝は大変なことは分かっているのです。分かっているのですけれども、でも天然芝でもよかったかもしれないなどと、地域の方々といろいろこう、何でしょう、関わっていただくという意味では、大変なのですが、天然芝という考え方もよかったのではないかなと思うのです。

それから、結局ここはいろいろな方が、保育とか、そのような特定された使い方ではなく、広く使う形になると思うので、自由度ということを考えると、もう少し園庭というものを地域に開かれたというか、そのような内容にしてもよかったのではないかなと思うのですが、すみません、中に入ってしまうといけないのですけれども。よろしくお願ひします。

### ○長尾施設整備課長

まず、こちらの築年数に対しての建て替え等の考え方ですけれども、まず、こちら都営住宅がメインになっている建物ですので、東京都の考え方によると思うのですが、品川区の場合ですと、公共施設等総合計画の中で、一定60年というところを一区切りとして見ております。それで大規模改修についてはその半分の30年というところで、1つ区切りにはしているのですが、中には長寿命化を図って、もう少し使えるものは使うというような考え方もしております。

それから園庭につきましても、植栽の部分と併せ、外構部分につきましても、区のほうでもともと保育園の園庭として使っていたところではあるのですが、そののしつらえを変えるなどという話になると、東京都との協議が必要になってくるかと思っておりますので、あとは使い方の部分につきましても、施設が稼働し始めて、地域の方も、子育て支援施設ですので、うまく巻き込めるようなところというものは、今後委託事業者が入って考えていってもらえるのかなと感じております。

### ○西本委員

ぜひこの園庭の工夫というものは、以前は保育園だったということもあって、用途が広がっていくので、やはりもう少し工夫があって、皆さん楽しんでいただければいいなと思っておりますので、使ってから、始まってからでいいと思うのです。大きく変えることはできないと思うので、ぜひ考えていただきたいと思っております。

最後に1点、都営住宅が上に入っているという部分では、都営住宅の、要は東京都の考え方が変わることによって、ここはどうなるかというようになってくると思うのです。その辺のめどはありますか。今は全く何もないので、都営住宅のままですと。だから、この築41年という形で、品川区の建物の改築時期というものは決まっているけれども、東京都との兼ね合いの中で、要は、都営住宅をなくすという方向に今東京都が動いているので、しばらくは、そこにはかかっているかというのですけれども、そのようなところがもしも今後かかってくるようであると、今改築していいのかなという心配もあるのですが、いかがですか。

### ○長尾施設整備課長

現時点で、現行の都営住宅を建て替えるとか、再編成するというものの、そのような計画は聞いておりませんので、耐用年数から考えても、まだしばらくは使い続ける想定かと見込まれます。

### ○須貝委員

このたび支援施設整備工事というお話ですが、このようにお金をかけて今回整備するのですけれども、築41年ということならば、都営住宅ということで、先方のほうで建て替え云々も恐らく考えられていると思うのですが、このようにして設備工事を品川区で投資して、途中で、では改築します、建て替えますとなると、何かやった意味がなくなるのですけれども、これは都と、十数年以上は建て替えをやりませんよという、そのような担保というものは話合いでついているのですか。これやるのはいいのですが、いや3年後、5年後、全面建て替え改修工事になりますとなったら、全く意味がないと思うのですけれども、その辺のご見解をお聞かせください。

### ○藤村子ども育成課長

こちらの底地については都の持ち物になっているところなのですが、今回こちらの建物改修に当たって、都とも話合いをしっかりとっておりまして、今のところそういったお話は出ていないような形になっておりますので、今後も一定の期間運用できるのではないかと考えております。

### ○こしば委員長

ほかにございますか。

#### ○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。すみません、今日は子ども育成課長にお越しいただいているので、総務委員会の所管の内容からは少し離れてしまうかもしれませんが、何点か確認をさせていただきます。

まず1点目が、都営住宅の1階にある施設の改修ということになります。そしてこの周りも、あと3棟、4棟都営住宅があるところの中での工事になるのですけれども、まずはこの建物があって、1階部分が改修と。既に八潮の保育園の改修のときも同じようなことでありましたけれども、上に住民の方がいらっしゃる中での工事になりますので、工事に関しての配慮という部分、住民への丁寧な説明を行っていただき、今日はこのような工事があります、音の大きさはこれぐらいが出ますというような具体的な部分をご提示いただきたいと思います。この工事に関する配慮が1点。

それと、ここにキッチンが設けられていまして、今西本委員からもありましたとおり、住民との交流という中で、食というものはすごく大きいかと思っています。キッチンがここにつくられているのですけれども、今後、行く行く運用の中で、地域住民との交流という考え方の下で使えるようなキッチンであるのかという部分です。給湯室ぐらいのイメージなのか。食を中心とした交流ができるようなぐらいの、何かそのような設備であってほしいと思うのですけれども、その1点確認です。

あと植栽の部分、今やり取りがありました。保育園のときは門があって、中に建物の入り口があるのだと思います。セキュリティとしては、その玄関の部分がセキュリティが強化されるのだと思うのですけれども、この植栽が取られる部分ももう少し日常を、ここに住んでいらっしゃる住民の方が少し憩いの場として何か使えるような、ベンチを置いていただくなり、休んでいただく場として、何かそのような工夫もぜひお願いをしたいということが1点と、ここにあります駐輪場ですが、先ほどもありましたけれども、屋根つきの駐輪場にさせていただけるのかというところです。

以上、確認をさせていただきたいと思います。

#### ○長尾施設整備課長

まず、工事のお話が最初にございましたので、そちらですけれども、工事を行うに当たっては、こちら各棟で自治会があると思いますので、そちらのほうに既に事前のご説明はしているところです。また、工事前のお知らせ、着工しますというところでのお知らせや、工事が進んでいる各段階では、必要な情報提供は、工事をやっている建物の居住者の方に対しては、特に周知して行っていきたいと思っております。

キッチンルームのしつらえのところですが、いわゆる給食などを出すような、そういったところでの厨房機器相当のものというのは、今入っていない状況です。

あと植栽、委員おっしゃいましたとおり、建物に入る手前のところで門扉がございまして、その中の植栽になっております。こちらのほうも、現状では地域の方にメインで使っていただくような植栽というようなイメージでは企画しておりませんが、使う中で交流の場になり得るところであれば、所管課と調整しながら対応していきたいと考えてございます。

駐輪場につきましては、申し訳ございません、屋根はついていない状況、現行ついておりませんが〔同日後刻に「ひさしで雨がかからない仕様になっております」と答弁訂正あり〕、また屋根を駐輪場につけるとなると、増築をすることになりますので、一定東京都との協議等は必要になる状況になっております。

#### ○藤村子ども育成課長

キッチンのところに関して補足なのですけれども、確かにこちら、大規模なキッチンというところではないのですが、こういったキッチンのみならず、近隣の八潮児童センターのほうでも、食育に関しての事業等を行っておりますので、児童センターと交流しながら、コミュニケーションの中で何かしら食事が取れたり、そういった形での交流もできればいいかなとは考えておるところです。

#### ○長尾施設整備課長

駐輪場の件、1点訂正です。現状、自転車置場と9ページの資料で書かれているところにつきましてはひさしが出ておりまして、エントランスの部分と合わせて、そのひさしで雨がかからないような仕様になっております。失礼いたしました。

#### ○新妻副委員長

それぞれありがとうございました。駐輪場に関しましては、やはり濡れない対策が必要だと思いますので、ひさしがついていて濡れないということで確認させていただきました。ありがとうございます。

キッチンに関しましては、確かに児童センターはあります。やはりここにこれだけの規模のものができるといふ地元の期待感も結構あるのです。やはり区の中でも、このような設備が今後整えられていくという可能性もあるという中で、八潮の中のまず1つ目というところでは、できる限り地域との交流というところも本当に重点を上げていただきたいなと。なぜかという、ここ都営住宅ですけれども、やはり高齢化率が八潮全体として高い、その中でもやはり都営住宅には高齢の方が多く住んでいる、本当に地域の子どもたちがいっぱい集まってくる、その声を聞く高齢者が、そのような何か交流が持てる中で、高齢者も元気に外に出ることで、子どもがいるなど。そのようなつながりも持てるかなと思うのです。そのようにそこを工夫していただきたいなとも思っています。その中の1つが、やはり食が大きいかなということが、私はそのように思っておりまして、給湯室ぐらいの設備ではなく、地域の人が入って何か作るというところまでは難しいかもしれませんが、何か食があるということでの交流ができるということも期待をしたいなと思っておりますので、ぜひそこも今後工夫をしていただきたいということを、ここは要望で終わらせていただきますが、改めてご検討いただけたらありがたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ○西本委員

今のことに少し関連して、パパママカフェ、それからブックカフェと書いてあるので、何かしらの、キッチンのような要素がそこに入ってくるのかなと思っております。そうなってくると、今新妻副委員長が言ったように、地域の方々に使ったり、活用したりするというのもできないことはないのかなと思うのですが、ここは業者が入って運営をされてしまうのか、その辺どのようなイメージを考えればよろしいでしょうか。

#### ○藤村子ども育成課長

パパママカフェのところのご質問なのですけれども、スクエア荏原で業者が入っていると、そういったイメージではなくて、あくまでここは子育て家庭の方がほっと一息つけるようなカフェというようなイメージがありまして、先ほど申し上げたとおり、何かしらお料理を提供するという場ではないので、自動販売機等を設置して、そこで飲み物を飲みながら、少しくつろいでいただけるような、そのような空間ということでカフェという表記をしているような形になっています。

#### ○西本委員

ブックカフェもそのようなイメージですか。パパママカフェは分かります。何か大体イメージはついたのですけれども、ブックカフェというものはどのような考えでしょうか。

**○藤村子ども育成課長**

ブックカフェのほうも同様に、そこに本が置いてあって、そちらの本をその場でお楽しみいただけるような形のイメージで考えています。

**○西本委員**

もう少し工夫があってもいいのかなと思うのです。これはやはり運用上の問題なので、ここの委員会が担当ではないと思うのですけれども、何でしょう、私は将来的に業者を入れて、カフェなどもやってもいいのではないのかななどと思ったりしています。ただ、それが八潮のこの地域でやるかどうか分かりませんが、コーヒーとか、ジュースとか、軽食とかというような、ちょっと提供できるような、その辺は今後考えていただくと、もう少し違う使い方ができるのではないかなと思いますので、地域交流を含めて考えると、いろいろな広がり生まれるよう、将来に向けて見直していただければなと思いますので、意見として言わせていただきます。

**○こしば委員長**

ほかにございませんか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

**○まつざわ委員**

賛成です。

**○新妻副委員長**

賛成です。

**○大倉委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○須貝委員**

賛成します。

**○松本委員**

賛成です。

**○西本委員**

賛成です。

**○こしば委員長**

それでは、これより第63号議案、（仮称）八潮在宅子育て支援施設整備工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○こしば委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

子ども育成課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

---

(8) 第66号議案 源氏前小学校改築工事請負契約

(9) 第67号議案 源氏前小学校改築機械設備工事請負契約

(10) 第68号議案 源氏前小学校改築電気設備工事請負契約

#### ○こしば委員長

次に、(8)第66号議案、源氏前小学校改築工事請負契約、(9)第67号議案、源氏前小学校改築機械設備工事請負契約、および(10)第68号議案、源氏前小学校改築電気設備工事請負契約を一括して議題に供します。これら3議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

#### ○佐藤経理課長

それでは、私のほうから、議案審査(8)から(10)、第66号議案から第68号議案までの3議案につきまして、一括してご説明いたします。まず、資料19ページをご覧ください。

最初に、(8)第66号議案、源氏前小学校改築工事請負契約でございます。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は次の20ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

19ページにお戻りいただきまして、契約金額は59億5,650万円、契約の相手方は熊谷・大明・圓山建設共同企業体、代表者、株式会社熊谷組首都圏支店、専務執行役員支店長、大野雅紀氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、令和7～11年度債務負担行為、工期は令和11年8月31日でございます。

おめくりいただきまして、21ページの工事の概要書をご覧ください。

本工事は、老朽化した校舎の改築工事等を行うものでございます。

22ページに案内図と配置図、23から24ページに各階平面図、25ページに立面図がございます。続きまして、資料26ページをご覧ください。

(9)第67号議案、源氏前小学校改築機械設備工事請負契約でございます。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は27ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

26ページにお戻りいただきまして、契約金額は11億3,410万円、契約の相手方は大成温・三協建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社、代表取締役社長、水谷憲一氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、令和7～11年度債務負担行為、工期は令和11年8月31日でございます。

おめくりいただきまして、28ページの工事の概要書です。

本工事は、施設の改築に伴い、給排水衛生設備、空気調和設備の機械設備工事を行うものでございます。

続きまして、29ページをご覧ください。

(10)第68号議案、源氏前小学校改築電気設備工事請負契約でございます。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は30ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

29ページにお戻りいただきまして、契約金額は8億9,947万円、契約の相手方は新生・大三建

設共同企業体、代表者、新生テクノス株式会社中央支店、執行役員支店長、松浪徹治氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、令和7～11年度債務負担行為、工期は令和11年8月31日でございます。

おめくりいただきまして、31ページの工事の概要書です。

本工事は、施設の改築に伴い、電気設備工事を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

少し細かい質問なのですが、22ページの図で、この下の図と上の地図上に網がかっているものの形が、下の図だと少し左のところが階段状になっていると思うのですが、上の図だと、1か所段になっていないのです。これは網かけ忘れなのか、それとも今後新たに取得するとか、そのようなことなのでしょう。そこだけ確認させてください。

#### ○荒木学校施設担当課長

図面のことについてご質問にお答えいたします。

こちら22ページの図面に関しましては、学校の建物の屋上から投影した形のものを見てございます。23ページのものに関しましては、こちら1階の平面図だけを表現したものとなってございまして、そのような意味では、特に食い違いといったものではなくて、新たに敷地を取得して何かをつくるといったものでもございません。表現のほうは、分かりづらい状況ですが、屋上から見た際の一番建物の外側の部分が22ページに表現されているというところでございます。

失礼しました。倉庫棟のところですね。倉庫棟のほうにつきましても、こちらは現状建っている建物を取り壊して、同じ敷地内で新たに倉庫棟をつくるというものでございます。

#### ○西本委員

すみません、今の件なのですが、22ページのところの上の図の、斜線を引いてありますよね。これ、表現が難しいのですが、段になっているところがあるではないですか。段になっているところの、その上のところも敷地ではないのということです。多分網かけ忘れていたのではないかなと思うのですが、まずそこを確認させていただきたいと思います。

#### ○荒木学校施設担当課長

大変失礼いたしました。ご指摘とおり、こちら上の案内図のほうの網かけ部分に間違いがございました。

#### ○西本委員

ありがとうございます。それで、今の校舎の建て替えのときというのは、現存の校舎を維持したまま建て直しているわけです。そうすると校舎の向きが変わるのです。どこも変わってしまうのです。別にそれはそれで、都合だからしょうがないといえばしょうがないのですが、これ近所の人たちはすごく困るのです。なぜかというと、向きによって声の出方、それから、多分このグラウンドは人工芝なのか、何を使うか分かりませんが、砂が入るとすれば、その砂のまき方、何ですか、風によっての飛び方というものも変わってしまうのです。特に大きいものは、騒音とは私は思っていないけれども、子どもたちの声というものが、今までと違う声の伝わり方になってくるのです。そうすると、こ



の周りの地域の方はすごく困惑するのです。そのことを加味した形で、説明をきちんとしているのかどうかということが気になります。

伊藤学園なども大々的に工事したのですが、近所の方々に大迷惑がかかって、でも、ここには学校があるから子どもの声も当たり前だろうと思うわけですが、今までの生活と違う状況が出てくるのです。ということはどう考えているかなと思います。

それと、校舎を使いながら改築をすると、やはり時間がかかると思うのです。もちろん、近くに代替地というように、仮設校舎ができるのであればいいでしょうけれども、ないからそのようなことをやっているのだらうと思うのですが、お金も、今回60億円近いのです。これは本当にこのようなつくり方をしているから60億円なのか、それとも一気に建て替えてしまうほうが時間もかからずに、経費の部分も削減できるという方向にならないのかということ、どのような考え方でこのような建て替えの方法を取られたのか、お聞きしたいと思います。

#### ○荒木学校施設担当課長

大きく2点ご質問をいただきました。まず1点目の、校舎の向きが変わることをごさいます。こちら既存校舎につきましては、委員ご指摘のとおり、現状、新しい校舎のグラウンドになる部分と、正門部分のほうに面して校舎が建っております。今回、新校舎については、こちらが南側のほうに配置されるという計画でございます。この辺りの子どもたちの声の配慮というところですが、当然教室や、ほかの部屋に関しても防音性の高いサッシなどを利用してございまして、特に近隣の方々からご心配の声が上がっているようなプールに関しましても、今回屋上に設置してございまして、さらにプールの周辺には、約3mの高さの目隠し壁なども設置しまして、極力音が出ていかないように配慮をしております。この辺りのことに関しては、昨年度段階で計画説明会というものを開きまして、近隣の方々にもご説明しておりますので、周知は図られているものと考えております。

2点目の工期が長いということについてでございます。今回の工事につきましては、狭小敷地の中の建て替えになりますので、工事を2期に分けざるを得ないという状況で工事を進めております。工事が長くなることに関して、建設費も高騰しているのではないかとご指摘についても、一定程度経費など、工事期間が長くなる部分はそういったものもあろうかと思いますが、工事期間中の子どもたちへの配慮というところで、既存校舎を利用しながら工事をしていくということで今回は進めているところでございます。

#### ○西本委員

ご近所はかなり密集しているのです。そうすると予測外、このような状況だったのということは必ず出てくるはずで。ですから、そこは事前にお知らせしていくのか、対応というものは、校舎が、今の状況だと、校庭側がどちらかという道路側なのです。道路側に入っているのです。だけれども、この図面で見ると逆になるのです。だから、校舎の中はいろいろな防音装置というものができると思うのです。対応ができると思うのですが、グラウンドはそうではないのです。いろいろなところで問題になっているのはグラウンドです。グラウンドを使うときに、子どもたちの声がうるさいと言う方がかなりいらっしゃるのです。そこが理解していただかないと、子どもたちにかなり影響が起きてしまうので、そこは少し工夫をしていただきたいなと。説明をこれからいろいろされると思うのですけれども、声の問題というものはしっかり説明していただきたいな、そしてご理解をしていただきたいなと思っておりますので、その対応については、今後の説明会も含めてお知らせください。

それで正門、南門、それから西門ですか。これ、大分使い方が変わりますよね。当然校庭と校舎が変

わるわけですから。正門はいいと思うのです。あまり変わらないと思うのです。西門もあまり変わらないかなと思うのです。だけれども、南門については大分変わってくるなと思っているのです。下手すると南門、動線を考えると閉鎖してしまってもいいのかなと。それからほかの、危険性を考える、不審者のことも考えると、セキュリティも含めて考えたときの使い方なども今と全然変わるので、何か考えはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

#### ○荒木学校施設担当課長

2点ご質問いただきました。1点目の音に関しましては、これから、今月末、近隣の住民の方々に工事説明会に入りますので、その際にまた対策面なども含めてしっかり周知をしてみたいと思います。

2点目の門の使い方に関してでございます。それぞれ門の使い方といたしましては、こちら図面でいうところの右側の正門については、児童のメインの登校口として使っていくという形になります。反対側の西門につきましては、主に地域の方々が使っていただく門を想定してございます。西門に入っただけのところに多目的ホールや、この上の階に体育館といったものがございまして、主に地域開放用として西門は用意してございます。対して南門でございますが、こちらは主に教職員の方々の出入りを想定してございます。左下のほうのサービス門につきましては、給食の搬入などを想定してございます。時間帯ごとに、児童の登下校の時間帯に合わせまして、門はしっかりと施錠をまいりまして、さらに不審者対策ということで、門に向けて防犯カメラなども設置をまいりますので、そういったところで二重の対策を組み、安全・安心を守ってまいりたいと考えております。

#### ○西本委員

ありがとうございました。近隣の皆様方にご説明をしていただけたということなので、ここは本当に問題になるのです。今、どこの学校も。校舎の向きが変わってしまうので。ですから、その対応はぜひしていただきたいなと思っています。

源氏前小学校は、地域の方々がよく利用されるのです。こちらの南門は結構使っているのです。お祭りなどに行くとき結構使ったりして、使い勝手は割といいのです。ですから、ここは今後そのような形はできないと思いますので、その説明のときにもそれを加えていただきたいなと思います。西門がほぼ、地域の方もよく使われる門だと思うので、そこは継続的に使っていただくという形で、ただ、この源氏前小学校なのですけれども、地域の方々に本当に愛されている学校の1つですので、いろいろな使い方をしていきたいと思います。ですから、そのような使い方も含めて、なるべくあまり変わらず使えるような配慮をしていただきたいと思っています。これはお願いとして言わせていただきたいと思っています。

#### ○須貝委員

先ほども申し上げましたけれども、入札金額が、1位、2位と落札価格で600万円の差しかない。要は0.1%です。この額というものはあまりにも、同業者でやって同じ規模であったとしても、なかなか区民から理解し難い入札価格がこのように提示されて、落札されているということは、私は考えてほしいと思います。

それで、民間の建設業者にお聞きしたのですが、以前小学校を建てるのに、大体30億円から40億円を済んでいたものが、今は約倍近くの金額で入札されていっていると。倍近くなっているのですが、民間では1.5倍ぐらいですよというようにお話を伺ったのですが、このように高いのではないかなと思われるような状況は、経理課のほうでも、契約のほうで私は考えてほしいと思います。そして年間を通じて、やはり同じ業者が入札に参加して、新しい業者がなかなか入れない。やはり新しい業者もどんどん入札に参加していただいて、自由な競争、価格もそれぞれある意味で競争していただい

て、税金を有効活用していただきたいと思うのですが、ご見解だけお聞かせください。

#### ○佐藤経理課長

2点かと思います。1つ目の、落札された事業者と次点の事業者とあまり差がないというお話かと思えます。冒頭申し上げたところと重なるかもしれませんが、入札に関しては、一定額以上は予定金額を出しているということが1つ、あと積算に当たっては、一定の基準に基づいてそれぞれの事業者で積算しているというところがありますので、そこが近々になるということは、結果的ではありますが、そういった状況があるということは把握しております。

もう1点、工事費が高いのではないかとこのところですが、こちらについても、直近の基準に基づいて積算して予定価格を出しているということですので、状況としては、資材費、あるいは人件費について高騰しているということが大きく影響しているとは考えておりますが、引き続き、それぞれの基準に基づいて適正に積算するようにしてまいります。

あと事業者ですけれども、こちらに関しては、区としましては地元の事業者に請け負っていただくということを原則としておりますので、地元の事業者でできないような工事や発注に関しては、区内の事業者の要件を外しますが、そうでなくて地元の事業者でも対応可能ということであれば、地元事業者を優先して発注するという形を取っておりますので、そうした中で、どうしても同じような事業者が出てくるということは、結果的ではありますが、やむを得ないかなとは考えております。

#### ○須貝委員

国土交通省で決めたインフレライド制度があつて、工事が完了するまでの間は、国土交通省の単価が、工事単価が変われば、そのたびにインフレライドで金額を上げていっている。民間ではそのようなことはないのです。だからそのように民間との格差もどんどん生まれている中で、やはりしっかりした、適正な入札価格というものは、自治体でも私は求められていると思います。意見だけ言わせていただきます。

#### ○こしば委員長

ほかにございますか。

#### ○まつざわ委員

西本委員とかぶってしまうのですが、グラウンドが変わりました。私も子どもの幼稚園の運動会などで行く場所は、その地域の方が本当に参加されるというか、グラウンドをよく使われるのです。私もずっとお手伝いしていて、結局この西門は狭い一方通行だから、車の乗り入れが駄目で、三間通りの南門、ここをよく利用していて、ここからバスなどで搬入して、グラウンドに下ろしていたということがありますが、これを見てもう南門は使えなくなる。ということは、これから多分何かそのようなものを利用するのは、この一方通行の西門なのかなと私は勝手に思っているのですが、そういった地域利用に関して、学校改築は、地域というものは大きく、例えば説明するとすると、地域利用というものは、スポーツ推進課も絡んでくると思っております。例えば中延の改修工事も、学校の施設改修と、このスポーツ推進課の連携がうまく取れていなくて、2日に毎月やる、調整会議後の急遽変更が伝わっていないというトラブルというものは結構聞くのです。そうすると、やはり地域の説明はもちろん間違いなく大事です。そのほか、やはりスポーツ推進課との連携で、利用する、こういった声かけというか、説明、これというものも、私の感覚ではこのようなよく利用する、地域に愛される学校には必要ではないかなと思っておりますけれども、その辺の考え方を教えてください。

#### ○荒木学校施設担当課長

地域利用に関しまして、質問いただきました。地域への説明状況でございますが、校舎の敷地の周辺の方への説明に加えまして、学校の近隣の町会長の方々をお呼びいたしまして、建設準備懇談会というものを通常学校改築に際して行ってございます。その際に、地域のご要望やご意見を取り入れる形で、グラウンドの配置、形状といったものを決めております。

もう1点は、実際に地域利用をする際というところでございますが、一体いつ学校ができるのか、体育館ができるのか、グラウンドができるのかというところを庁内でしっかりと共有していきまして、しるべきタイミングになったら地域の方々に対応できるように、準備を進めてまいりたいと考えております。

#### ○まつざわ委員

ぜひ地域に対して、地域スポーツの所管も含めて説明をしていただければと思います。

#### ○こしば委員長

ほかにございますか。

#### ○松本委員

ご説明ありがとうございます。今回プールが屋上になるということで、少し細かいのですが、先日また江戸川区でプールの水の出しっ放しで、かなりたくさん水が使われたということで、出しっ放しにしてしまった教員の方に損害賠償するかという問題が出てくるかなと思っていて、各自治体で結構頻繁に起こる問題だと思っています。これは、やり方としては、そもそも学校の先生がその担当をするべきなのかという問題はあるのですが、そもそも施設をつくる時に、ある程度使い続けたら止まるというようなことを、そのような設備を設置すると。福岡県などは、県立の高校などでそのようにやっているというように伺うのですが、人のミスを防ぐだけではなくて、施設としてもあらかじめそのような仕組みを入れておくということが大事ではないかと思います。品川区でも、こうした改築のタイミングで、そういった業者に対して、アイデアはないのかというようなところは、話し合いなどはされているのか、伺えればと思います。

#### ○荒木学校施設担当課長

プールの水位調整での水の出し過ぎになるかどうかといったご質問だったと思います。こちらに関しても、プール、今度新しくいたしまして、プールの水位を観測するような装置もつけてございますので、その辺りでうまく自動で水を止めるだとか、そういったようなことができないかといったところは慎重に検討していきたいと考えております。

#### ○松本委員

ありがとうございます。今の段階ではまだ決め切れていなくても、後々その調整はできるかと思しますので、ぜひそこも業者の方と検討していただければと思います。よろしく申し上げます。

#### ○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

#### ○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。1点だけ、教室数だけ確認をさせていただきたいと思っております。5月に文教委員会で報告をされている報告によりますと、現在源氏前小学校は13クラスということになっていると思っております。今、現状はいくつ教室数があつて、新しくなった後は何クラスになるのかということをお教えいただきたいと思います。

あと特別支援教室ですけれども、ここは拠点校になっていると思っておりますが、新しい図面で見ます

と、1階のところに1つの教室になっておりますけれども、これは1つだけなのかというところを確認させていただきます。

#### ○荒木学校施設担当課長

まず1点目の教室数についてでございます。こちら既存校舎については13室、教室がございまして、多目的教室なども活用すれば、最大15室は確保できます。対しまして、新校舎については、1学年3クラスの計18教室ございまして、さらに多目的教室を6室用意してございますので、合計最大24室確保できる計画でございます。

もう1点ご質問いただきました特別支援教室についてでございます。こちら既存校舎では1教室ございまして、新校舎においても、1階平面図の右下部分にある特別支援教室1か所で計画をしております。

#### ○新妻副委員長

ありがとうございました。先日海辺地域の東品川、東大井、勝島地域の学校改修が行われましたけれども、改修が行われてもやはり人口が多いということで、教室が足りなくなっているという、そのような状況がありましたので、確認をさせていただきました。現状13、最大15、今度新しくなると18、最大24ということで、これは当然ながら、これからの人口推計を考慮した上での配置となっているということでよろしいわけですね。今後、そうすると増えていくという予測の下の教室数であるということでもよろしいのでしょうか。

あと、特別支援の教室につきましては、ちょっと普通級の教室よりも広く取られているということで、図面で見るとそのように確認できるのですが、新たに1つでもここは対応できるということでの1つということでもよろしいのか、いま一度確認をさせていただきます。

#### ○荒木学校施設担当課長

1点目、教室数と就学人口数の関係でございますが、こちら教育委員会の中で就学人口を試算しておりますので、しっかりそれに対応できる教室を確保しているところでございます。

2点目の特別支援教室の広さについても、こちら元の教室より、やや大きめの教室の広さにしております。この広さであれば十分対応できるということで、計画を進めております。

#### ○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第66号議案、源氏前小学校改築工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○まつざわ委員

賛成です。

#### ○新妻副委員長

賛成です。

#### ○大倉委員

賛成です。

#### ○石田（ち）委員

賛成です。

#### ○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第66号議案、源氏前小学校改築工事請負契約について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第67号議案、源氏前小学校改築機械設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第67号議案、源氏前小学校改築機械設備工事請負契約について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、第68号議案、源氏前小学校改築電気設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認

いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○まつざわ委員**

賛成です。

**○新妻副委員長**

賛成です。

**○大倉委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○須貝委員**

賛成します。

**○松本委員**

賛成です。

**○西本委員**

賛成です。

**○こしば委員長**

それでは、これより第68号議案、源氏前小学校改築電気設備工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○こしば委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

学校施設担当課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

---

(7) 第65号議案 (仮称) 勝島人道橋下部工整備工事請負契約

**○こしば委員長**

次に、(7)第65号議案、(仮称)勝島人道橋下部工整備工事請負契約を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○佐藤経理課長**

それでは、続きまして、資料の16ページをご覧ください。

議案審査(7)第65号議案、(仮称)勝島人道橋下部工整備工事請負契約につきまして、ご説明いたします。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は17ページに記載の入札状況調書のとおりでございます。

16ページにお戻りいただきまして、契約金額は6億2,150万円、契約の相手方は大旺新洋・鈴木建設共同企業体、代表者、大旺新洋株式会社東京土木支店、取締役支店長、高野浩司氏でございます。支出科目は令和6年度一般会計、令和7年度債務負担行為、工期は令和7年10月31日でございます。

す。

おめくりいただきまして、18ページの工事の概要書です。

本工事は、立会川・勝島地区まちづくりビジョンに基づき、歩行者の利便性等の向上を図るため整備する、人道橋の基礎となる下部工の工事でございます。

同ページに案内図と平面図、断面図がございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○西本委員

今回は下部工事ですね。ということは上部工もあるのかなということなのですが、これは別々にしているのは何か意味があるのでしょうかということと、これ東京都の事業だったと思うのです、多分。このような公園整備も含めて、考え方なのですけれども、こちらで入札などをして、その金額もある程度、東京都も関与せず品川区独自で積算をして、入札価格を提示してということでもいいのか、東京都との関係を教えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○森道路課長

まず、上部工と別々にというお話でございます。今回下部工で、くいと、橋本体を支える橋台を整備します。その後、おっしゃられたように、上部工と橋本体を造るのですけれども、実際に下部工を施工して、その出来上がりを測量した後に、実際に寸法を図りながら上部工の橋を設置する必要がございますので、一緒にということはなかなか難しいかなと思っています。今のところ下部工の後上部工をやりまして、その後、平面図にあるとおり、橋詰めと呼んでおりますけれども、スロープがずっとついているところ、出島のようになっている部分、これを整備していくという、今は3段階を考えているところ です。

それから事業主体でございますが、純然たる区の事業でございまして、区のほうでしっかりと責任を持ってやらせていただくということでございます。

#### ○西本委員

ありがとうございます。パーツというのでしょうか、部分ごとに入札が行われて、工事が決まるということだと分かりました。品川区独自のということなのですけれども、何か補助金が入っていたと思うのですが。ですから、どちらが先かといったら、品川区が言い出しっぺですか。ではなくて東京都、その辺の順番が多少あって、どのような考え方で補助金が出てくるのかなというところを整理していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○森道路課長

まず区の事業でございますので、区で予算をいただきまして、区で入札をし、責任を持って業者を決めて工事に入るという形になります。実際に工事に入る前には、東京都のほうと国費の調整だとか、そのプラスになります都費、都の補助金の調整などをさせていただいております、それがオーケーが出た時点で、実際に予算をかけるという形になります。その金額について、ここの部分については補助金を充てます、あるいは周りの雑工など、それは区のほうで、区の単費でやりますというような分けをして、その補助対象部分について、実績がこうでしたということで東京都のほうにお話をし、審査をしていただいて、最終的には補助金が入るというような順番になります。ですから、実際に入札前に都の



ほうと、当然概算費用についてはお話をさせていただいて、補助金を幾らぐらい申請させていただくというお話をしますけれども、工事が終わった後に精算というような形、精算といたしますか、最終的な金額として補助金として入金していただくという形になります。

#### ○西本委員

では、そうすると、これから橋の部分と、それからスロープのところですか、そのようなことで2回あるわけですね。だから、1期、2期、3期というような形なのでしょうけれども、この予算というか、そのようなものを踏まえて、最終的なところで東京都の補助金が算出されるという、そのような認識でよろしいですか。

#### ○森道路課長

工事ごとに算出させていただくということで、まずは下部工の工事として、令和7年の10月末を工期にしておりますけれども、そこで都のほうの検査が入りまして、これでよしということになれば、そこで国費の支払いがいただけると。都費の部分もその後いただける。そして上部工については、また上部工で別で、実際に入札をかける前に設計図などの審査をしていただいて、それで上部工もできました、都のほうの検査も通りました、終わりましたというところで、また上部工の部分については補助金のやり取りができる、そのようなことが3回続いていくというイメージで見えております。

#### ○西本委員

そうすると、全体像としてスケジュールを考えたときに、完成する時期はどれぐらい見積もっていただければよろしいですか。

#### ○森道路課長

今回債務負担行為額の変更ということで、別途上程させていただいておりますけれども、今まで、7月の説明会であったりとしては、令和8年度末と考えておりましたが、橋や、くいの製作期間等が延びるというお話も、精査の結果ございまして、今は令和9年度に入ってくるだろうと想定しております。令和10年1月というような想定をしております。昨今の働き方改革によって、できる限り工期を延ばして、実際の書類整備の期間など、そのようなことも加味して、今工期の設定をさせていただいております。精査をしてその頃にしたいと考えてございます。それについては、9月の工事説明会もございまして、地域の方に、折に触れて説明をしっかりとさせていただいてやっていきたいなと思っております。

#### ○西本委員

ありがとうございます。思った以上に工期がかかるなと思いました。建設委員会だったので、そのときにもう少し早くできるのかななどという、そのような思いをしていたのですが、これだけかかるのだなと。それが東京都とのやり取りがあるのではということにはよく分かったのですが、やはりその辺は、期待をしている方も多いのです。懸案事項もあります。反対側は大丈夫なのかということもありますので、それを考えたときに、なかなか期待とずれているかなという感じがするので、そこはきちんと住民の皆さんとの話や、それから区からの発信、それは丁寧に、なるべく細かく、事情も含めてご説明をいただきたいと思っております。

#### ○石田（ち）委員

今の西本委員の話からも、これ一応全体の工事としては20億円ぐらいかかるというようになっていると思うのですが、そうすると、これは都からの補助金を除いて、区の負担で20億円ということなのか、都の補助金はおおよそどれくらいということは、今の段階では全く分からないのか伺いたい

ということと、私たちはこれまで、今審査してきた区の施設等は、大事な施設ですので、建て替え等々賛成はしてきましたけれども、この地元においては、共産党としては、建設においては反対をしてきているものです。これだけの物価高騰の中での20億円かかるということ、それとまちづくりビジョンにも示されていますけれども、共同化による建て替え等の有効な土地利用の促進や再開発がうかがえるような中身があるので、これを契機にこの周辺が再開発になっていくということは反対しているところですが、その補助金の部分と、工事はするという事なのでお聞きしたいのですけれども、この下部工となると一番重要なところだと思うのです。橋を支えるというところでは、その、要は検査というのですか、地盤というか、奥までの。そのようなものも含めた今回の契約額、工事額になっているのか伺いたいと思います。

#### ○森道路課長

まずは20億円でございますけれども、これは総事業費として考えております。区の単費の部分もございまして、補助金については、今社会資本整備総合交付金ということで、10分の4、国の補助金が入るというようなことを聞いております。また、都費のほうはそれに合わせて、その残りの部分の折半というようなイメージでございまして、そういったところで今調整をさせていただいているところでございます。

調査についてでございますけれども、実際に設計をするに当たって、今おっしゃられたような地盤の調査は必須になってございますので、設計の段階でのボーリング調査など、様々なものについては既に終了し、それを反映したくいの設計、基礎の設計というようにしております。ここで、それが本当に正しいかどうかというところです。当然JV、これから実際に工事をされる方も含め、確認をしながらやっていかれるとは思いますが、それは実際に進めていって、その確認を含めて20億円の中でという形で考えています。

#### ○松本委員

ご説明ありがとうございます。今20億円の話が出ていて、20億円は結構前から使われていた数字だと思うのです。それで、工期がある程度このぐらいということや、先ほどから物価高騰の観点からのもので、20億円の見通しは今回の下部工のところで入札されていて、この20億円でいけそうなのか、あるいはもう少し上がりそうなのかというところの見込みはどうでしょうか。教えてください。

#### ○森道路課長

下部工につきましては、それほど想定していたものと大きくは変わらないかなとは思っています。ただ、今委員おっしゃられたように、情勢によっては大分上がってくる可能性がございます。特に橋本体であります鋼材などは、本当に激しく上がってくることは想定されますけれども、今のところ考えているものは20億円ということではございます。ただ、それを当然請負者のほうにしわ寄せするわけにはいきませんので、区のほうといたしましては、最新の単価をしっかりと使いながら、それで、その中でもできる限り安価で済むように、実際に請負業者ともお話をしながらやっていければなと思っています。

#### ○松本委員

ありがとうございます。耐震強度が弱くなるとか、そのようなことでは困るのですけれども、多分一部の仕様の変更などである程度抑えられるところもあるかと思っておりますので、そこはご尽力いただきますよう要望させていただきます。

#### ○こしば委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○まつざわ委員**

賛成です。

**○新妻副委員長**

賛成です。

**○大倉委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

反対です。

一言意見としては、先ほども言いましたけれども、これだけの物価高騰の下で、橋の建設について、期待の声もあるという声もありましたが、私たちは反対という声も受けております。ですから、またこれからも上がるかもしれない工事費等も含めると、必要ないと。そして再開発の基盤整備にもつながっていくという観点から反対します。

**○須貝委員**

賛成です。

今共産党から意見もありましたが、この人道橋は災害に備えて、もう私は、やはりそこに住んでいる以上は必要な、重要な場所だと思うし、重要な人道橋になると思いますので、積極的に、これからもいい方向で進めていただきたいと思います。

**○松本委員**

賛成です。

**○西本委員**

賛成です。

**○こしば委員長**

それでは、これより第65号議案、（仮称）勝島人道橋下部工整備工事請負契約について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**○こしば委員長**

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

道路課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

---

(1) 第72号議案 携帯トイレセットの買入れについて

(2) 第73号議案 エレベーター用防災チェアの買入れについて

**○こしば委員長**

次に、(11)第72号議案、携帯トイレセットの買入れについて、および(12)第73号議案、エレベーター用防災チェアの買入れについてを一括して議題に供します。これら2議案につきましては関連する内容のため、一括して質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

#### ○佐藤経理課長

それでは、議案審査(11)、(12)、第72号議案、第73号議案につきまして、防災物品の買入れのため、一括してご説明いたします。資料32ページをご覧ください。

すみません。ご説明の前に1点資料に誤字がございまして、32ページの表、一番下の工事の概要のところ、1の納期のところ、正しくは令和7年2月25日でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、議案審査、(11)第72号議案、携帯トイレセットの買入れについてご説明いたします。契約方法は随意契約で、契約金額は3億4,907万4,000円、契約の相手方は株式会社大丸松坂屋百貨店上野店、首都圏お得意様営業部長、米山雅之氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、納期は令和7年2月25日でございます。

33ページ、概要書をご覧ください。

本契約は、自宅のトイレが使用できない場合でも在宅避難を可能とするため、全区民に無償配布するため、携帯トイレセットを買い入れるものでございます。

続きまして、資料34ページをご覧ください。

議案審査、(12)第73号議案、エレベーター用防災チェアの買入れについてをご説明いたします。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は35ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

34ページにお戻りいただきまして、契約金額は5,082万円、契約の相手方は社会福祉法人東京コロニー東京コロニー、理事、吉村謙次氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、納期は令和7年3月17日でございます。

おめくりいただきまして、36ページの概要書をご覧ください。

本契約は、希望するマンションへ非常用品の入ったエレベーター用防災チェアの配布をするため、買入れをするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

携帯トイレのほうなのですけれども、随意契約ということで、これは1回入札をかけたけれども対応できるところがなくて随意にしたなどという状況なのか、もう最初から随意なのか、最初から随意だったら、これまでは一般競争入札だったものがなぜ随意なのかなというのを伺いたいということと、あと納期が令和7年2月ということなのですけれども、当初は今年の10月頃防災ハンドブックと一緒に配布しますと言われていたと思うのですが、それが大幅に遅れるということなのか。それと配布する方法については、配送料などもかかってくるかと思うのですけれども、配布方法がどのような方法で、それもこの価格には入っているのかということをお伺いしたいと思います。

#### ○平原防災課長

ご質問を3点いただいたと思います。まず契約形態でございますけれども、今回随意契約を最初からやらせていただいたところでございます。3つ目のご質問にも絡んでくるのですけれども、こちらの今回ご審議をお願いしておりますものは、携帯トイレそのものの買入れでございますが、これとは別に、配送する事業も併せて契約をしたところでございます。こちらを分けてしまいますと、倉庫から倉庫へのコストがかかってしまいますので、一括して1事業者にやっていただくことが妥当ということで、このような形を取らせていただきました。なお、方法といたしましては、先ほどもございましたけれども、簡易型プロポーザルということで、複数者からご提案をいただきまして、その内容を審査したところでございます。

続きまして、納期のお話でございますが、令和7年2月25日、こちら最終の納期ということで、5回に分けて納期を設定させていただいたところでございます。一番最初の納期のところから10月配布というような形にさせていただきまして、5回に分けて納品していただく形としております。理由といたしましては、41万人ということでもかなり多い人口に対しての掛ける20でございますから、820万ということもございますので、数量的な問題、あるいは配送的な問題も含めまして、このような形で納期を設定させていただきました。

先ほどご説明させていただきましたが、配布方法につきましては別契約といったところで、そちらのところで同一の事業者の契約の範囲内でやっていただく形になりますが、別契約でございますので、この金額に配送の分は含まれてございません。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、ではその配送分は、また後からこのような契約という案件で出てくるものなののでしょうか。それだけの金額がかかるものなのかということと、最初から随意でということで、配送も含めてということで、私もこれすごい大変だろうなと思っていたのですけれども、それを一気に請け負ってくれるところというものはどのようなところがあるのだろうと思ったのですが、プロポーザルをされたということでしたか。その要項などというものはいつ頃出されてプロポーザルされたのか、確認させてください。

#### ○平原防災課長

まず、先ほどお話しさせていただきました、別契約としてやらせていただいております配送委託でございますけれども、こちらにつきましては、契約の金額から議決をお願いするものではございませんので、今同一というスケジュールでは進めているところでございます。

もう1点、プロポーザルの時期でございますけれども、最終的に選定をさせていただいたのが4月26日でございますが、こちらのところで決定をしたというようなところで、その前段階で提案書のご提出、あるいは一次的な審査、そういったところで最終4月26日に選定をさせていただきました。

#### ○西本委員

配送は別契約ということになるのですけれども、議会にかけないのですか。報告はなし、それだけの金額にならないという認識なののでしょうか。大体の金額を教えてほしいなと思います。

それと公募型の決め方です。公募型というものはどのような意味なのか、「専門的な見地とコスト面を踏まえ」となっているのですけれども、これは何ですか。どのようなことなのでしょう。専門的な見地というものは何ですか。

#### ○佐藤経理課長

議会に対しての議案というところの制度に関して、私のほうからご説明いたします。

冒頭、本日の議案についてご説明した際に申し上げたのですけれども、契約議案について議会にお諮りするということが地方自治法上で定められておりまして、1つは1億8,000万円以上の工事請負契約です。もう一つは、本件もそうですけれども、予定金額4,000万円以上の動産の買入れということになっております。したがって、委託契約やその他の契約については、議会にはお諮りしないこととなります。

#### ○平原防災課長

もう一つの配送委託の契約金額でございますが、契約金額1億8,916万7,000円でございます。

また、公募型につきましては3者からいただきまして、3者それぞれの知見の中で、どのような形の、例えばトイレの商品の選定や配布に当たっての工夫、そういったものを、事業者の知見を私どもにお示しいただきまして、審査させていただくものでございます。

#### ○西本委員

では、その配送料については、今後報告はされるのだらうと思うのです。ただ、議決ではないという理解でいいですか。ということと、3者が公募していただいたということなのですから、そもそもこのセットに至った経緯というか、啓発活動というものを含めてということなのですが、その決め手が、これだけのお金を使うわけですから、配送料を考えると約5億円ぐらいかけるのです。そうすると、これだけのお金をかけてということの目的は何なのだろうかということ、それから配送するとき、いろいろな家庭があると思うのです。1人の方もいらっしゃるし、大人数の方もいらっしゃるし、どのぐらいの大きさでどのような形になってくるのか。やはりそれなりの大きさがある、1セット結構大きいと思うのです。そうなってくると、やはり保管場所など、気になるところがあると思うのです。それをどう告知するのかなという。置かせてくださいねと、それだけで済むのか、これだけのものを。告知の方法をどうするのかとか、先ほどの目的なのですから、結構簡易トイレは持っている人がいると思うのです。結構用意しています。だから、要らないわという人も出てくるのではないかなと思うのです。もう既に準備されています。私もいっぱい持っています。ですから、そのときに使えというような、ドーンと送られてしまって、ええ、そんなこと言われてもというようなことで、拒否権というのもの、拒否権というのは失礼な言い方かもしれませんが。選択権ですね。そのようなものもあってしかるべきなのではないかなと思うのですが、どのように運用されるのでしょうか。お知らせください。

#### ○平原防災課長

何点かご質問いただきました。順不同になってしまうかと思いますが、お答えさせていただきます。

まず、経緯でございますけれども、こちらにつきましては、区民が備蓄すべき災害時の備蓄品を区が代わりにお配りするという趣旨のものでは全くございませんで、これを機に、区民が災害時にどのようなものが必要かということを改めて考えていただくきっかけとしてお渡しさせていただきたいというようなものが今回の事業の内容でございます。ということもありまして、トイレをお配りするだけではなくて、品川区の全面改訂いたします「しながわ防災ハンドブック」を併せてお入れさせていただいて、そのページのどこと連動しているのか、災害が発生したときにどのようなものが必要なのかということも分かるような形にしてお渡しさせていただくということが、まず方法として今考えているところでございます。

続きまして、配送でございますけれども、委員ご指摘のようにいろいろな家庭があるかなと思いますが、こちらにつきましては、今回受託する事業者が、いわゆる通常の宅配事業者を使いまして、宅配便

の流れで配布するという形になりますので、例えば不在のところでしたら不在票が入って、電話すると何月何日の何時という形で配りに来てくれるというような形を取らせていただきますので、きめ細かく対応していただけるものかなと思います。

また、場所でございますが、家族数によっては結構大きな箱になることは事実でございます。なるべく小さな形でできるように、今その辺も事業者と、事前準備ということでさせていただいているのですが、今後実際にこの事業を始める際には、区民に対しまして、きちんとかういった形で送ります、このぐらいの大きさです、あるいはいつぐらいになりますということを様々な媒体でお示しさせていただければと考えてございます。

また、こちらの報告というようなところでございますけれども、こちらの事業内容そのものにつきましては、所管の委員会で丁寧に説明させていただければと考えているところでございます。

#### ○西本委員

きっかけづくりということは分からないではないのですが、それにしても十分大変な事業だなと思っています。全ての区民の方に配布する、できる時期というものを、どのぐらいの時期と考えている、年度内になるのか、結構時間がかかると思うのです。例えば地域ごとに説明するのか、大体この時期にはこここのエリアなどというようにお示しをするのか、少し細かい話になってしまうのですが、そのような配慮も必要ではないかなと思っています。配送のことを考えると、なぜ松坂屋なのかなとよく分かりましたけれども、ご理解をきっちり、それからなぜということをしっかり説明していかないと、クレームが来ることはあります。

ちょっと技術的ところを聞きますが、この凝固剤、いろいろな凝固剤があります。臭いもなくなってしまおうという、そして何かさらさらになってしまうという、そのような凝固剤もあって、結構臭いが出てきてしまったりなどという、いろいろなものがあるけれども、その辺の検討はされたのか、それから、これ有効期限というのですか、保管期限といいますか、それらも加味した形で選定されているのか、まずそこを教えてください。

#### ○平原防災課長

まず配送でございますけれども、こちらにつきましては10月の後半から開始させていただきたいと思っております、5回に分けて配送させていただきます。委員ご指摘のとおり、具体的にはこれから再度詰めていきますが、エリアごとになるかなと考えてございますので、そういったところ、時期やエリア、しっかりと丁寧に説明してまいりたいと考えてございます。

また、最終的には、不在となった場合には、何回か、通常の荷物と同じような形で不在のやり取りをさせていただくのですが、年度内に最終的に配送されなかったものは区で引き取って、その後の対応をさせていただく予定とさせていただいております。

続きましては凝固剤のお話でございますけれども、いろいろなタイプの携帯トイレが出ているということは私どもも勉強させていただいているところでございます。今回のものにつきましては、先ほど3者応募という形ございましたけれども、3者それぞれの提案がございました。その中で今回のものを採用させていただいたのは、まず試験をしっかりとやっていて、どのぐらい臭いが減っているのか、あるいは大腸菌がどのぐらい減っているのかというものを数値的に表したものがしっかりと提案されていた関係もございまして、点数が高くなったというところもあるのですが、有効期限といたしましては一応10年と設定されているものでございます。ただし、この事業者の提案書の中では、10年経過した後のものを同様に試してみましたというような形で数値が出されておまして、事実

上、10年とは設定しているのですけれども、それ以降も変わっていないと。食べ物ではございませんので、その瞬間から口に入れてはいけませんと、そのようなものではないというような形になっておりますが、いずれにしましても、その有効期限の話も含めまして、しっかりとご説明させていただければと考えてございます。

#### ○西本委員

今おっしゃっているような効果、それから保存期間も含めて、これやはり10年たったときに不要物になってしまうと、またこれ問題ですよ。その間に何も無いことを祈りたいとは思いますが、その後々のことも、どうするのですかと必ず質問に来られると思うのです。ですから、処分の仕方なども含めて、しっかり説明をしていただきたいなとお願いしたいと思います。

防災チェアの話に入りたいのですけれども、物資の調達が困難、これ辞退ですね。辞退のところの物資の調達が困難というものと、積算金額が予定価格を超過したためなどという理由があるのですが、これ物品の調達は結構大変だろうと思うのですけれども、ということは、この3者は物品調達ができたという理解でいいのでしょうか。あまりにも辞退者が多いので、その事情をお知らせいただきたいと思います。

#### ○佐藤経理課長

入札の仕組みの部分かと思っておりますので私のほうからですけれども、入札、今電子入札をやっておりまして、ホームページがあって、まずは入札公告という形で、どういった案件でいつまでにやってほしいというものを出すのですが、その段階で参加する事業者について手を挙げてもらうということです。その後で見積り期間を設定した上で、詳細なものを、資料をお出しして見積りをしていただいて、入開札をするということになりますので、その間の詳細な部分について見たときに、各事業者でできるかどうか、あるいは金額がどうかというところをやります。その段階で下りるとことはほかの案件でもありますので、今回も同様かと考えます。

#### ○西本委員

ありがとうございます。希望するマンションへの配布ということなのです。そうすると600台ということなのですけれども、これは区内のエレベーターが設置されているところは600で済まないと思うのです。これはどのぐらいの範疇を考えて、それからプラスアルファ、当然考えなければならない時期があるかと思うのですけれども、それはどう考えておられますか。

#### ○平原防災課長

対象となるエレベーターの考え方でございますけれども、区では、マンション防災の対象とするところというものを1つ重視いたしました。令和6年度からマンション防災の対象マンションを、3階建て以上かつ15戸以上の住戸があるマンションということで、区内3,200のマンションを対象とさせていただいているところでございますが、今回の事業でございますが、今後の予算の絡みもありますので、先々のこともございますけれども、3か年でやらせていただければと考えてございます。1年目が時期が半分になるということもございまして600、その次が1,300、1,300ということで、合わせて3,200を対象とさせていただきたいと考えてございます。

#### ○西本委員

ありがとうございます。多分必要だと思っているところ、多くあるかと思うのです。ですから、もしかすると今年度は600かもしれないのですけれども、それは前倒しでということも、補正予算がもしかしたらかかる可能性もあると思うので、そこは柔軟に対応していただきたいなと思います。何せ防災



なので、待ったなしなのでいつあるか分からないので、そのような意味で考えると、やはり希望者がたくさんいたら、対象が3,200あって前倒しでということのを少し考えていただきたいと思います。その辺だけお知らせください。

#### ○平原防災課長

委員ご指摘のとおり、柔軟に対応すべきものと考えてございますけれども、一方で、先ほども辞退のところもございますが、事業者といたしましても、対応できる数というものが上限があるということもありますので、そういったところと調整しながら対応させていただければと考えてございます。

#### ○須貝委員

1点は意見だけですが、携帯トイレセットの買入れについては、ここに契約方法は随意契約、そして大丸松坂屋百貨店上野店というように記載されていますから、やはり一般の方からすれば、本来なら携帯トイレのセットを製造しているメーカーに依頼して、そこから発送してもらう、何かつてを頼って。それが妥当ではないかということは、一般の人はそのように思うので、ただ、いろいろ課長の話聞いていて、いろいろ検討してやったのだということはありませんけれども、ただ、この第72号議案の議案書を見た限りでは、なかなか区民の方には受け入れられないかなと思いましたので、これは意見だけ言わせていただきます。

あとエレベーター用防災チェアの買入れなのですが、これはこれで対応して、もちろん悪いことではないので、ただ、これ同時にやっているかどうか分からないのですけれども、本来ならば、既設のエレベーターの安全装置の設置を早急に対応するということが、私は主だと思っております。だって、そちらのほうで何とか機械が、ある階に必ず停電になったら止まるとか、扉も開くとか、やはりそのようなことが私は主だと思っております。どうしようもなかったら、このように防災用チェアがあれば、またそれはそれでいいのですけれども、実際既設のエレベーターの安全装置の設置というものは、これ同時に進行しているのですか。そちらはきちんとやるということで。そうでないと、何か本末転倒のような気もするのですが、その点だけご見解をお聞かせください。

#### ○平原防災課長

2点いただきました。まずは1点目の携帯トイレの件でございますが、今回の受託の事業者の名前は出てまいりません。品川区の名前だけが入っております、中はいわゆる一般のメーカーの、ブランドの携帯トイレが入っているものでございます。

続きまして、エレベーター防災チェアでございますが、こちらともトイレと同様で、私どもから配るものは、本来マンションがそれぞれ行うべき防災対策の肩代わりを区がするものではなくて、これをお配りさせていただくことによって考えていただくというところでございます。今年度、こちらについては携帯トイレとは異なりまして、一緒ではないのですけれども、マンション防災向けのハンドブック、管理組合向けというものも新たに全面改訂いたします。こちらを併せてご説明させていただきまして、何が必要なのか、先ほど委員ご指摘のとおり、安全装置という言葉がございまして、非常に重要だと思っております。ただ、安全装置だけでは、P波とS波がほぼ一緒なものにつきまして、やはり止まってしまうということもございますので、このようなチェアと、それからハード的な設備、両方大事なのですよということはしっかりと、これまでもご説明させていただいておりますし、これからもさせていただければと思っております。

#### ○須貝委員

行き違いはないと思うのですけれども、安全装置というものをできるだけ早く、優先して、災害時

に1人でも多くの人の命を助けられるように、私は工夫していただきたいと思います。

#### ○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

#### ○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。まずトイレにつきまして、先ほど選択権をとというお話もありましたけれども、非常にこのトイレは重要だと思っています。確かに、私のところでも要らないという声も聞きました。しかし、能登沖の地震も今だにトイレが使えないという、そのような状況もある中で、各ご家庭がしっかりと、お一人お一人が意識をしてトイレ対策をしていくという、その意識づけのためには非常に重要だと思っていますので、当然その点も、防災ハンドブックも踏まえて、区としてもお伝えいただけると思いますが、よろしくお願ひしたいと思っています。

1点確認が、この入札をされたところはデパートになりますけれども、発送する事業者、宅配業者から発送される際の発送元というものは、「品川区」と表記されるということによろしいでしょうか。中に何が入っているのか、場合によってはお一人暮らしの方も、どこから来たのか分からない、何が入っているのか分からない、自分が発注したものでないとなると、受け取りもしにくいという状況もあるかと思っていますので、発送元が「品川区」となるのかというところの確認をしたいと思っています。

それとエレベーターのほうですけれども、今年度は600台ということで3か年計画でやっていくと。当然これは翌年、また再来年に関しては、改めて入札をして事業者が決まっていくという認識でよろしいでしょうか。

#### ○平原防災課長

3点ご質問いただきました。まずトイレの重要性でございますけれども、先ほどお話がございましたが、備蓄されているということですので素晴らしいかなと思いますけれども、まだまだ備蓄、いろいろな考え方がありますが、日本トイレ協会に聞きますとまだ3割もないというような現状もございます。それともう一つ、経済産業省は、トイレについては7日分というように言っているところ、今回3日分です。別にこれで全てが済むということではございませんので、ご家庭で考えていただくということは、そのような趣旨も踏まえてといったところでございます。

続きまして、配送方法でございますけれども、配送は、今回の事業者、こちらお認めいただきましたら、ヤマト運輸株式会社から配送されるというように聞いております。なお、お送りさせていただきます箱には、「品川区の携帯トイレの配布の事業です」ということを、4面いろいろなところで書かせていただいて、日本語と英語、中国語等々の多言語の表記でやらせていただければと考えてございます。

続きましてエレベーターでございますけれども、こちらにつきましては、毎年の契約になるのかなと考えてございます。

#### ○新妻副委員長

トイレの件、よろしくお願ひします。

エレベーターに関しては、事業者もまた変わるという、今の事業者で毎年契約ということではなくて、改めてまた入札を行うということによろしいのですか。

#### ○佐藤経理課長

契約方法ということですので私のほうからですけれども、原則としましては、競争入札を原則としておりますので、逆に今、一度事業をやりますので、その中でそうでない理由というところがあるのであれば、所管課と協議しながらやっていきたいと考えます。

### ○新妻副委員長

ありがとうございます。継続がしてほしいなどということではなくて、その予算上、毎年、何と  
いうのですか、今回契約したものを3年かけて配送するという計画ではないと思いますので、その辺の  
確認だったのですけれども、同じところでも結構だと思うのですが、そこは毎年そのように予算が計上  
されていくということによろしいですね。

### ○平原防災課長

個々の年度の事業でございますので、個々に予算を立てさせていただきまして契約させていただいて、  
事業自体は年度で閉じさせていただくものでございます。

### ○大倉委員

1点だけ、今回で600台を配るというところで、辞退が結構出ているのが、なかなか準備ができな  
いという、調達というところでは、来年は1,300台で、倍以上の数になるというところでは、その  
辺はしっかり考えられているということでしょうか。それは事業者がきちんとするということが分かっ  
て行われているということかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

### ○平原防災課長

今年度は事業の開始自体が年度の後半になるということもございまして、執行時期が短いということ  
もありますので、調達よりは配送のほうに時間を要してしまうということもありまして、この台数とさ  
せていただいたところでございますが、次年度はかなり早期の段階から事業着手できるように進めさせ  
ていただければと思いますので、年度単位でしっかりできるようにさせていただければと思っております。

### ○松本委員

今600台などという話が出て、いろいろと大変なのかなと。確認ですけれども、東京コロニーは、  
今品川区が防災用品のあつ旋をお願いしている、東京都の葛飾福祉工場を運営しているところかと思う  
ので、ある程度その辺りで事前の調整もできるのかなと思うのですが、もちろん入札を行った上ですけ  
れども、協議状況というものは、もうかなり先を見越したところまでやられているのか伺います。

### ○平原防災課長

おっしゃるとおり、防災用品のあつ旋を請け負っていただいている会社でございまして、その中にも  
エレベーターチェアは入っているところでございますけれども、あくまでこの事業は別のものでござい  
ますので、今事前の段階でございますが、きちんと対応できるのかなど、そういったところをしっかりと  
確認を取っている上で、進めさせていただいているところでございます。

### ○西本委員

すみません。ちょっとしつこいかもしれないですけども、3か年計画ということなのですが、入札  
は年度ごとという形なのですけども、実際に難しいと思うのです。結局は実績のあるところになるの  
ではないかなと思います。ですから、今どのような契約をされているのか、具体的な契約でなくても、  
もう3か年、トータル3,200を想定した形で今後考えているということを行っているのか。そうし  
ないと、物品の調達が困難ということがこれだけ出てきて、ということは、結構、製造や準備するのに  
時間がかかったり、いろいろハードルが高いのだろうと思うのです。そうなった場合に、ではまた来年、  
また来年、次の年というようにやっていくと、やはりこのような辞退者が出てくるということは当然だ  
と思います。ですから、3か年の計画でというのであれば、それはそれでいいとは思いますが、  
その辺はどうなのですか。本来は3か年でお願いしたいというのだったら、3か年のことを踏まえた形

で契約をするということであってもいいのではないかなと思うのですが、いかがですか、その考え方。

#### ○平原防災課長

契約の考え方、様々あるかなと思いますけれども、まず一義的には、先ほどのトイレのときと逆になりますが、価格のみでできるようなところについては、まず一般競争だけですと考えたところでございます。今回の業務自体は、各社それほど提案の内容が変わってくるようなものではございませんので、調達の金額、そこには配送も含めて設置まで含めたものになりますけれども、そのところで各社入札をいただいているところでございます。実際、複数者実際には応札できているということもございますので、そういったところに対応ができる可能性としてはあるのかなと考えているところでございます。ただ、いずれにしましても、状況によって製品の状況が変わってくることもございますので、その時々状況を踏まえて、しっかりと対応して考えていきたいと思っております。

#### ○西本委員

嫌な言い方かもしれないのですが、本来は年度ごとに入札をする。だけれども、もう既に決まってしまうというようにはならないですよということなのです。この状況を考えると、物品の調達が難しいよねというように辞退者が多いわけだから、そうなる、当然考えられることとしては、1回今年度はここに決めました、では2年、3年もこのような形で入札をする予定があるからということで、そうしたらそれを考えて、事業者のほうはつくり始める、用意すると思うのです。ですから、本来は入札なので安いところということは当然あると思うのですが、今の段階でそのようなことを踏まえて、業者が考えているとすれば、ちょっと違いますよねということです。来年もきちんと入札をさせてもらって決めますよということできちんと言っておかないと、その反面、ものがなければ納められないわけだからという兼ね合い、それはどう考えますか。

#### ○平原防災課長

まず今年度の契約につきましては、単年の一般競争入札でやらせていただいておりますので、当然それが次年度に及ぶというようなことではございません。事業者も当然のことながら、公契約の内容から、そのところをご理解いただいた上だと思っておりますし、私どもも今回の契約が、何か次年度の準備であるとか、そういったことは全く想定してございません。ですから、単年、単年、単年という形で3か年ということは考えてございますが、先ほどその時々状況というように言いましたのは、何か情勢の大きな変化等がございましたら、そのところはしっかり柔軟に対応させていただきたいといったところでございます。今の段階から、来年度のところは本当は別なのですが、既にその部分を準備できるような体制など、そういったことでは全くございません。事業者に対しましては、全く公正な対応をさせていただいております。

#### ○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第72号議案、携帯トイレセットの買入れについてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○まつざわ委員

賛成です。

#### ○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第72号議案、携帯トイレセットの買入れについてについて採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第73号議案、エレベーター用防災チェアの買入れについてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第73号議案、エレベーター用防災チェアの買入れについてについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○こしば委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

防災課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

正午を過ぎてしまいましたが、契約の議案がもう1件ございます。引き続きもう1件やりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

(4) 第62号議案 五反田文化センター音楽ホール音響設備更新その他電気設備工事請負契約

**○こしば委員長**

次に、(4)第62号議案、五反田文化センター音楽ホール音響設備更新その他電気設備工事請負契約を議題に供します。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

**○佐藤経理課長**

続きまして、資料は2ページをお開きください。

議案審査(4)第62号議案、五反田文化センター音楽ホール音響設備更新その他電気設備工事請負契約につきましてご説明いたします。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は3ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は2億3,100万円、契約の相手方は、マスミ・中尾建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設、代表取締役、渡部弘太郎氏でございます。

支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年3月17日でございます。

おめくりいただきまして、4ページの工事の概要書です。

本工事は、老朽化した音響設備の更新および舞台照明設備のLED化改修工事を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○こしば委員長**

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

**○石田(ち)委員**

この五反田文化センターの音楽ホールの設備の更新ということで、ここ文化センターができてから20年もたっていないのではないかと思うのですが、それでもう老朽化なのですかという思いがするのですけれども、この音楽のホールの設備というものは、何か一般の設備と違うのか、何か早いなという気がするのですが、そこを伺いたいと思います。

**○大森文化観光戦略課長**

五反田文化センターにつきましては、建ってから、ただ今14年が経過しているというところでござ

います。少し早いのではないかというようなどころのご質問ではございますけれども、こちらに対しては耐用年数が10年というように言われておりますので、早いようではあるのですが、4年がオーバーしているというような状況でございます。

#### ○こしば委員長

ほかにありませんか。

#### ○西本委員

この音響設備というものは、日々、多分進化しているのだと思うのです。ですから、やはり10年というものは、私は長いぐらいかなと思っている部分があります。やはりいい音であってほしいなと思うのですけれども、ただ、五反田文化センター、それほど音響がよかったかなという思いがあって、その評価、今までの評価と、今回のこの工事によってそれが解消する、もしくはもっとよくなるということなのか。それから照明が変わる、当然LEDに変わらなければいけないと思うのですけれども、照明なので、変わると思うのです。LEDの照明によっても大分舞台映えが違うのです。ですから、そこは専門的な方が入ってきて、この選定と金額という形なのかをお知らせください。

#### ○大森文化観光戦略課長

2点あったかと思います。1点目、音響についてなのですが、こちらいろいろな、端子関係など、そういったものの内部のものも含めての工事というように予定してございますので、かなり今までよりもレベルアップするというものに期待しております。

それから五反田の音楽ホールというように銘打っておりまして、ほかの文化センター、きゅりあん等も含めまして、五反田のほうは音楽のコンサートに特化した形で、当初設定、建築しておるところでございます。

それからLED、照明関係につきましては、舞台照明の更新を一式するという事で、スポットライト、フットライト、間接照明、ダウンライト、着席の誘導灯等を改良していくというような形にしておりますので、こちらのほうも、かなり今までよりもよくなるというようなどが期待されております。

#### ○西本委員

そうなのです。五反田文化センターができたときに、音楽ホールですから、とても期待をしています。期待しておりますもので、今大分バージョンアップというようにおっしゃっていましたから、よくなるのだろう、さらによくなるのだろうと思っていますので、この辺はやはり技術的な進歩と同時に、いろいろ考えて設備投資をしていただくことがいいのかなと思います。私は特化する、もう音楽ホールなのだから、もう本当に最先端の技術を導入するというぐらい、自慢できるぐらいのホールにしてほしいなと思って、期待したいと思います。

LEDに関しても、今できることがたくさんあって、ですからホールを使う方々も、使い方や創作というか、クリエイターの方々がいろいろなことを考えることができると思うのです。ですから、そこも対外的に、もう少しいろいろと説明があってもいいのかな、宣伝してもいいのかなという。また、この音楽ホールの改築に当たって、このようなところがよくなりますよとか、このようなことも幅が広がりますよとか、そのようなものの告知というものはやはり必要かなと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○大森文化観光戦略課長

予算が限られているところなのですが、利用される方々が、今まで以上に舞台効果等がいい形になったねというような評価をいただけるような形で、関係各所と連携しまして、進めていきたいと思っています。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第62号議案、五反田文化センター音楽ホール音響設備更新その他電気設備工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

文化観光戦略課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時27分休憩

○午後1時29分再開

○こしば委員長

ただいまより総務委員会を再開いたします。

休憩中に1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

また、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に、許可するかないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。



なお、通例として、議題に入る前だけ自席から撮影を許可しております。

では、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○まつざわ委員**

通例どおり、議題に入る前をお願いします。

**○新妻副委員長**

公明党も通例どおり、議題に入る前の撮影でお願いしたいと思います。

**○大倉委員**

審議に入る前に撮影していただければと思います。

**○石田（ち）委員**

通例に限らず、私は、どのタイミングで撮っていただいても構わないと思います。

**○須貝委員**

通例どおり、議題に入る前をお願いします。

**○松本委員**

通例に限らず、審議中、また自席に限らず、審議の妨げにならない範囲で撮影していただいて結構と考えます。

**○西本委員**

通例どおり、審議が始まる前をお願いいたします。

**○こしば委員長**

それでは、ただいま各委員からご意見を伺いましたが、通例どおり、議題に入る前のみ自席からの撮影を可とするという意見が多く出ましたので、議題に入る前のみ写真撮影は認めるということにしたいと思います。また、撮影につきましては、自席から撮影をしていただきますようお願いいたします。

それでは、写真撮影を申請された方は、撮影をしてください。

[写真撮影]

---

(1) 第46号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(2) 第47号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

**○こしば委員長**

次に、(1)第46号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例および(2)第47号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題に供します。

これら2議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

**○宮尾人事課長**

それでは、私から、第46号議案および第47号議案、この2つの議案につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。

恐れ入ります、資料をお手元にご用意いただければと思います。

まず、第46号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1番、概要でございます。

職員の仕事と育児の両立、調和をより一層推進していくため、部分休業の補完を目的といたしまして、子育て部分休暇を新たに定めるものでございます。

なお、部分休業につきましては、資料、一番下に、参考といたしまして、現行の内容を記載してございます。

対象者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員。

承認期間は、1日につき2時間を超えない範囲で30分を単位として承認。

給与の取扱いといたしましては、承認期間中は全て無給。期末・勤勉手当の欠勤等日数の算定対象とするものでございます。

お戻りいただきまして、2番の改正内容でございます。

(1) 対象者でございますが、満6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、すなわち、小学校に在学中である子を養育する職員でございます。

(2) 取得単位でございます。1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として承認いたします。

なお、この部分につきましては、別途、関連規則を改正する予定でございます。

(3) 給与の取扱いでございます。承認期間は全て無給となり、期末・勤勉手当の欠勤等日数の算定対象といたします。こちらも別途、規則改正にて対応する予定でございます。

3、施行日でございます。令和7年4月1日を予定しております。

資料の2ページ目をご覧ください。新旧対照表をおつけしてございます。

ここで、左側、新のほうです、第16条の3を今回新たに設けまして、新たな休暇を新設するものでございます。

続きまして、第47号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらは、資料、1枚目が改正の概要、2ページ目に新旧対照表をおつけしてございます。

1ページ目のまず1番、概要および2番の改正内容でございますが、こちらは現行の部分休業と、今回ご提案をさせていただいております子育て部分休暇を同日に取得をする場合、その合計時間を2時間までとするというものでございます。このため、本条例の第15条に規定がございます部分休業の承認におきまして、所要の規定整備を行うものでございます。

3、施行日ですが、こちらも令和7年4月1日を予定してございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田(ち)委員

部分休業ということで、2時間ということで、それを小学校に上がる前までだった対象を、小学校6年生、12歳までに拡大したということだと思っておりますけれども、これは地方公務員法が大本だと思っておりますけれども、だから、全国的にある条例だと思っておりますが、今回の品川区の改正部分は、結構、23区でもやられているのでしょうかということと、2時間無給なので、それと、ここにも書いてあるように、期末手当や勤勉手当にも響いてくるということになると、減るなと思うと、取得することを控えてしまうような人もいるのではないかと思うのですが、取得率とか、人数とか、昨年とかで分か

ればお伺いしたいのと、会計年度任用職員は、この対象になってくるのか伺いたいと思います。

#### ○宮尾人事課長

幾つかお尋ねをいただきました。まず最初の地方公務員育児休業法というところでございますけれども、今、現にある部分休業、小学校に上がるまでのお子さんを養育する職員、こちらにつきましては、現行、部分休業を取得することができます。これは法に根拠を置いておりますので、全ての地方公務員が対象となるものでございます。

今回、ご提案をさせていただいている子育て部分休暇、こちらは、法によらない、品川区が今回独自で新設をしようというものでございますので、今回、条例改正という形でご提案をさせていただいているものでございます。

23区の状況でございますけれども、つぶさに1区1区に確認をとったというわけではないですが、今のところ、この休暇をもう既に持っているという区はないというふうに認識をしてございます。

それから、無給に関するところでございますけれども、現在の部分休業につきましても、取得した分は無給扱いということになっております。考え方としましては、部分休業のお子さんの年齢区分を拡大するというようなイメージを持っていただければと思うのですが、そういった意味からも、今回は無給という扱いとさせていただいております。

取得率ですが、部分休業を参考に、令和5年度では、部分休業を取得した職員は全部で111名おりました。ここがひとつ、参考の値になってこようかと考えております。

それから、会計年度任用職員についてはというところなのですが、まずは今回は、この制度は常勤職員を対象として始めさせていただくというところで、今回、制度設計を考えているところでございます。

#### ○こしば委員長

ほかにございますか。

#### ○西本委員

品川区独自のところでの条例改正だということは分かったのですが、これ、無給なのですね。使い方として、有給休暇があるではないですか。何日間というものが踏襲されていると思うのです。使い方として、それは有給ではないですか。無給になると、当然ながら、それが欠勤扱いになるわけだから、使い方としては、有給を先に消化して、消化してしまった方で休みをとらなければいけないという方々は、こちらに移行してくるのかなと思うのですが、数時間といえども欠勤扱いというのは、やはり給料に直接反映してしまうので、なかなか制度的にはとりづらいものなのかと。品川区で独自でやるのだとしたら、もう少し工夫できなかったのかなと思うのです。やはり子育て支援というのであれば、無給とかではなくて、これは可能かどうか分かりませんが、有給の中での制度改正もあってよかったのではないかと思います。そうしないと、これ、せっかく条例改正しても使う人がいないのではないかと思います。その辺はいかがですか。

#### ○宮尾人事課長

まず、無給というところで、委員が今おっしゃっていたように、職員としては、多分、まず有給である休暇を先に使って、その後に今回ご提案させていただいている子育て部分休暇なり、無給のものを検討していくというようなことになってくるのではないかと思います。ただ、休暇の取り方は職員一人一人の考え方によりますので、これは、その職場の中で所属の上司と相談の上、決めていくというようなことになろうかと思います。

ただ、一方で、無給であると、なかなかとりづらいのではないかとということもありますけれども、

このほかにも、本件とは直接は関係ないですが、子どもの看護休暇、こういったものも有給で、これはお子さんの看護という理由が必要にはなってきますけれども、このほかにも有給の休暇は備わっておりますので、そういったものをいろいろトータルで考えていただきながら使っていただきたいと考えてございます。

#### ○西本委員

いろいろな考え方で選択肢が増えるというのはいいのかもしれませんが、実際、困ると思うのです。やはり子どもが熱が出たとか、お迎えをお願いしますとか、結構呼び出されるのです。そういった場合に、品川区独自のものであるならば、やはり無給というところは、上限を決めるとか、広げることでもできるのではないかと思うのです。そうしないと、せっかくつくったとしても、それを利用するのは、やはり利用しづらい。だけど、有給は無給でいろいろなものに使うという形になるかと思うので、子育て支援という観点からすれば、もう少し給料の面での範囲を広げるというか、これ、期末・勤勉手当の欠勤扱いになってしまうわけでしょう。そうすると、期末手当もそれに準じて引かれるわけですよね。もう少し何か工夫できないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○宮尾人事課長

実は今、委員からご質問いただいたようなことも、制度を設計するにあたって、当然、考えました。この制度、全国で見てもみますと、数は少ないですが、先行する自治体も実はございました。その自治体の案件を1件1件調べたところ、全ての先行自治体において、品川区と同じように無給扱い。それから、期末・勤勉手当の期間からも除算をするという取扱いをしていたということもございまして、それを参考にさせていただいて、今回、このような形のご提案とさせていただいております。

ただ、一方で、繰り返しにはなってしまいますが、例えば、お子さんが熱を出してしまって、親御さんがどうしても看病しなければというようなときには、先ほど申しあげました子どもの看護休暇というようなその他の休暇もございまして、そういったものもしっかりとご案内をしていながら、より子育て支援に資するような、そのような全体としての休暇制度にしていければと思っております。

#### ○西本委員

今、いろいろなところの自治体の例を見てということですが、そういうもの、いいのです、いいのですけれども、だからといって、品川区がそれに準じる必要は何もないと思いますので、品川区は品川区の独自でやっているわけでしょう。そうしたら、品川区独自でつくればいい話です。だから、ほかの自治体がこうだからということは理由にはならなくて、参考にはしていいと思います、参考はいいのだけでも、品川区独自でやる時に、もっと理由、こういう根拠でということをしておかないと、それは理由としては非常に薄いかなと思います。だから、品川区として、職員の方々の子育て支援となったときに、品川区としてはこういう考え方でやっていまいしょうということをやったりつってほしいと思うのです。いろいろな絡みがあるから、一概にすぐというわけにいかないかもしれないけれども、なので、やはり子育て支援にはどういったサポートが必要なのか、時間的な配分であったりとか、有給、無給も含めて、やはり見直しをこれからもしていただきたいと意見を申し上げたいと思っております。

#### ○大倉委員

先ほど、令和5年度の部分休業の部分で111名取得ということだったのですが、これをもう少し細かく教えていただきたい。理由とか、1人が何回とっているとか、分かれば教えていただきたいのと、2時間の取得というところで、一応、この2時間は、部分休業の横引きだと思うのですけれども、2時間の理由を教えてください。

あと、想定としては、どのような使い方を想定されているのか。例えば、保育園のお迎えに2時間、時間が必要だからということなのか、ほかにも何か、どういう想定をされているのかを教えてください。

#### ○宮尾人事課長

まず、部分休業を令和5年度に取得した職員の数は111人ということですが、今、手持ちに、それ以上の詳細なところはないのですが、部分休業は、小学校に上がる前の子どもを養育する職員ということになりますので、例えば、子どもの看護休暇を年度内、日数をまず使ってしまう、あるいは、年次有給休暇も使った上で、なお休む必要が生じたという場合に使うというケースが一般的かなと思われま。

それから、今回、2時間とした理由でございますけれども、こちらは、まさに小学校に上がる前の部分休業を取れるのが、制度設計として、1回につき2時間を超えない範囲とさせていただいておりますので、それを延長するような形で考えてございます。

それから、想定される利用のシーンでございますけれども、お子さんが、例えば熱を出したとか、具合が悪くなったというときには、本当に何度も繰り返しになりますが、子どもの看護休暇がありますが、例えば、お子さんの学校で保護者が平日の日中に開催されるですとか、そういったようなところも想定されるのではないかとと思いますが、こちらの今回の子育ての新たな休暇は、特に理由は問わない、そういう休暇になってございます。

ただし、満12歳までのお子さんを養育しているということが大前提となってきますけれども、理由は問わないということになってございます。

#### ○大倉委員

ありがとうございました。この部分休業についても、特に理由は問わないのですか。どういった理由があってとか、もし分かれば教えていただきたいのと、この部分休業と同日に取得する場合というところの想定がいまいまだ分からないので、どういうことなのか教えてください。

#### ○宮尾人事課長

部分休業につきましても、特段の理由は問うていないところでございます。

それから、2点目……。

#### ○大倉委員

第47号議案の1の概要のところ、子育て部分休暇を同日取得する場合はというところの部分休業と子育て部分休暇の同日取得というものが、いまいまだよく分からなかったの、教えてください。

#### ○宮尾人事課長

大変失礼いたしました。

第47号議案のほうの同日に取得する場合の上限の2時間というのは、例えば、お子さんが2人いる職員がおります。上のお子さんが小学校に在学している。下のお子さんがまだ小学校に上がる前、就学前のお子さんを2人養育する職員がいると仮定します。この職員が、制度的には上のお子さんで今回の新しい休暇、下のお子さんで部分休業をとることができます。この2つの休暇を同じ日にとるときに、制度上は、2時間、2時間、合わせて4時間となるのですが、これはやはり全体の業務等の影響等も鑑みまして、どちらかで2時間を上限とする、あるいは、例えば1時間、1時間で2時間にするというふうに、合わせて上限を2時間とする、こういう制度設計とさせていただいております。

#### ○大倉委員

分かりました。そうすると、1時間、1時間とか、2時間、0時間とかの取り方の違いは、特に決まりがあるのですか。どちらで取ってもいいし、どちらの子を対象にするかというところは、制度上一緒だから、特に齟齬もないし、好きなほうを使ってくださいということなのですか。

**○宮尾人事課長**

委員おっしゃるとおり、どちらを使っても、これは職員が最終的には決めていただくというような形になってまいります。

**○新妻副委員長**

1点だけ確認いたします。

この取得をする職員は、男性職員、女性職員問わず、使えるという認識でよろしいでしょうか。

**○宮尾人事課長**

お見込みのとおり、男性であるか女性であるかは問わないものでございます。

**○こしば委員長**

ほかにございませんか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第46号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

**○まつざわ委員**

賛成です。

**○新妻副委員長**

賛成です。

**○大倉委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○須貝委員**

賛成します。

**○松本委員**

賛成です。

**○西本委員**

賛成です。

**○こしば委員長**

それでは、これより第46号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○こしば委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第47号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

**○まつざわ委員**

賛成です。

**○新妻副委員長**

賛成です。

**○大倉委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○須貝委員**

賛成します。

**○松本委員**

賛成です。

**○西本委員**

賛成です。

**○こしば委員長**

それでは、これより第47号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○こしば委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

---

(3) 第48号議案 非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

**○こしば委員長**

次に、(3)第48号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○宮尾人事課長**

それでは、私から、第48号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、資料に沿ってご説明を申し上げます。

1番、概要でございます。

東京都の人事委員会勧告に伴いまして、令和5年度第2回東京都地域保健事業連絡協議会、これを

「五者協」といいます。こちらにおきまして、令和6年度医師会関連事業、公衆衛生関係の委託契約等が承認されました。これにより医師の出務時の費用弁償が改定となりました。

品川区におきましては、この出務費用は、非常勤職員の日額報酬に該当しております。本条例の中では、日額報酬の上限額として定められてございます。

今回、この上限額が改定されたことに合わせまして、非常勤職員に係る報酬の上限額を見直すというものでございます。

2番、改正内容でございます。

報酬の上限額を資料に記載のとおり改正するものでございます。

日額、月額、時間額、それぞれ資料に記載のとおり改正をさせていただくものでございます。

3、施行日でございますが、こちらは令和6年4月1日に遡って適用をさせていただければというふうに思います。

資料2は、新旧対照表の別表、実際に改正となる別表の部分を添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

この非常勤職員に係る報酬の上限額を見直すということで、それが今回は、医師の出務時間の費用弁償が改定されて、その上限額が見直されるということだと思っておりますけれども、これがなぜ見直しになった、値上げがされているのですけれども、その理由が分かれば伺いたいのと、お医者さんが出務するということで、新旧対照表を見ますと、勤務場所の定めがある場合とか、勤務場所の定めがない場合というふうにあたりするのでございますけれども、例えば、どういうお医者さん、どういうところにいるお医者さんのことをいうのか、イメージが沸くように説明いただければと思います。

#### ○宮尾人事課長

まず、今回の見直しの理由でございますが、これは東京都の人事委員会勧告、こちらが去年に出されて、それを受けて人件費の関係の見直しが行われたというものでございます。

それから、実際に出務のイメージということでございますが、こちらは、今回対象となる条例で、まさに金額が改定となる方々は、主に保健所における非常勤職員のうち、医師、それから歯科医師、こういった方たちが実際に保健所と雇用関係を結んで、いろいろな場面で仕事に従事をするときに、この金額が適用されるというものでございます。

#### ○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○まつざわ委員

賛成です。



○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第48号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

---

2 請願・陳情審査

(1) 令和6年請願第5号 再審法改正に関する請願

○こしば委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

まず、(1)令和6年請願第5号、再審法改正に関する請願を議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○こしば委員長

朗読が終わりました。

この後、通常であれば、理事者に説明をいただくのですが、本件は、国に対し意見書を提出することを区議会に求める内容でございます。区議会として意見書を提出するかしらないかということですので、理事者の説明や、理事者に対する質疑を求めるのではなく、委員間での討議を行いたいと考えております。

それでは、委員の皆様におかれましては、ご発言を願います。

○石田（ち）委員

委員間での議論は大変大事なことだと思うのですが、理事者に聞いた上で、さらに議論を深め

ていくというものも大事になってくると思うので、聞きたいことがあれば聞いてもいいということではありますよね。

#### ○こしば委員長

禁止ではありません。

#### ○石田（ち）委員

分かりました。

私どもは、この請願本文にあるように、足利事件など多数の重大事件で再審無罪判決が出されている。国家による人権侵害である冤罪を防ぐ上で重要なのが再審手続ですということです。ところが、大崎事件では、再審決定が出されても、検察官の不服申立てによって取り消されたり、名張毒ぶどう酒事件では、再審請求が認められずに裁判が長期化して獄死するという事さえも起こっているということが紹介されています。

このような中で、冤罪を訴える被害者と家族、支援者の長年の運動によって、現在の再審法は速やかに改正する必要があるとの機運も高まっていると思うのです。2016年の刑事訴訟法等の一部を改正する法律では、附則に、政府は、この法律の公布後、必要に応じて速やかに再審請求審における証拠の開示等について検討を行うものとするとして、また、今年3月には、ついに冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟も結成されているということで、与野党問わず158人の国会議員が名を連ねるに至ったわけです。したがって、冤罪被害者の一刻も早い救済のために、また、これ以上、冤罪被害者を出さないためにも、再審法改正の促進を求める意見書を地方から出して改正をすることは大変重要なことだと思っています。

この意見書の内容について、3つの項目も出されていますけれども、1つ目の再審のための全ての証拠を開示することということですが、再審において捜査機関の手元にある重要な証拠を開示することが法律として明文化されていませんので、必要だと思いますし、また2つ目の検察官の不服申立てを禁止することも、やはり不服申立てを検察官がすることで、袴田事件のように、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられているという状況があります。

そして3つ目の手続を整理するという事は当然のことだと思いますので、こうしたことから、これらの項目を含む意見書を品川区議会としても提出すべきだというのが、私たち共産党の考えです。

ほかの皆さんのご意見もお聞かせいただけたらと思います。

#### ○松本委員

私もこの請願を受けるに当たって、請願代表者の方ともお話をしました。これ、やはりなかなか、内容がすごく分かりにくいというか、一般に再審法、制度改正の議論は、機運はというふうな話はあるのですが、実際には、それほどマスメディアとかにも流れているわけではないので、何なんだということが、やや分かりにくいところもあるかと思いますので、少しお話をさせていただきますと、通常、刑事事件というのは、三審制がとられていて、一審、二審、三審と、例えば最高裁までいきます。もちろん有罪判決が出て、例えば分かりやすく言ったら、死刑が確定します。ただ、過去の事例でいいますと、例えば、DNA検査などがやられることがあると思うのですが、このDNA検査というのは、何となくDNA検査と言われると、精度が非常に高いように思えるのですが、やはり古いものについては、かなり精度が悪かったりとかということが実際に起きています。それを時間がたって最新の方法でやったら、実は裁判所も何となく科学っぽい内容が出てきているので認めたけれども、実際には非科学的だったというようなことで、改めて判決が間違っただけではないのか、後々の科学の進歩

によって、この判決は実際には間違っていた、本当は無罪にしないといけなかったのではないかというふうなことが、やはり起こっているというところなのです。

こうした中で最高裁まで行って有罪判決が確定しているけれども、時間がたって、もう1回やはり審理したほうがいいのかというふうなことが起こったときに、その判決を受けた方が頼るのは、この再審と言われている手続で、もう1回この公判手続、裁判手続をやり直しましょうというふうな手続なのです。なので、これ、もう1回確定しているので、その時点で相当な時間がたっています。年齢がどんどん上がって行って、期間がたっている。でも、冤罪なのだったら、その期間も全部間違いだというふうなことになるわけです。なので、この再審という手続をきちんと定めておくことが重要なのですが、残念ながら、今の再審の手続、これ、再審法というものもなく、刑事訴訟法に定められているだけなのですが、たしか条項で言ったら19条ぐらいですか。多分、書かれているのではないかと思いますけれども、かなり少ない条文の中でやられている。そうするとどうなるかと言ったら、裁判官の裁量が物すごく広い状態になっていて、そうすると、なかなか証拠の開示手続とかというところもうまくいっていないというふうな現状があります。

ということもありまして、こういう請願が出てきているのですが、私のほうからも、この1から3まで少しご説明させていただきますと、再審のための全ての証拠を開示することというふうに書かれています。これ、私も自分の所属している政党の中で、どちらかというところ、行政側にいらっしゃった方から言われたのですけれども、全部の証拠と言われても、一体どれだけの証拠があると思っているんだ、どれだけ保管をしないといけなくないと思っているんだというふうなお話があるのですけれども、全部、段ボールに入れて送って来てもらうとか、そういう話ではなくて、やはり実際にいろいろと後々検討すると、恐らく警察、検察、この証拠を持っているのに、裁判ではこれが開示されていなかったではないか、これは、ある意味、当たり前で、警察、検察も自分たちに都合がいい証拠を通常の裁判では出してくるのです。だけど、たまに警察、検察にとって都合がよくない証拠もどうやらあるだろうというのが分かったときに、それを開示しなさいというふうなことが、これ、全てという意味であって、場合によっては、確かに全部出せという話も出てくるかもしれないですけれども、一応ここで考えられているのが、袴田事件とかでも、実際には、ほかの証拠があったのに出てきていなかったというふうなものがありますので、これを開示させていきましょうということが1つ目です。

先に3つ目のところにも関わるので、これ、話をさせていただくと、そういった開示の、では、何でもかんでもというふうになると無制限になっていくので、そういった手続が本来は定められていないといけなくはないのですけれども、では、どういう証拠を開示しましょうとかというふうな手続が、今の法律には定めがない。なので、これを定めていきましょうというところも含めて、この間の手続の整理をしていきましょうというのが3つ目です。

2つ目が、ここもいろいろご意見があると思うのですけれども、先ほど申し上げましたように、重大判決が確定するというのは、その時点までで三審制で最高裁とかまで争っている状況でかなり時間がたっている。それに対して、もう1回、審理をしてもらいましょうというふうな話で再審の申立てを行うわけですが、この申立てに対して裁判所が、では、もう1回裁判をやりましょうと決定を出します。この決定に対して検察が不服申立てをすることもできるのです。そうすると、そこで不服申立ての争いをしている間に、またどんどん年がたってしまう。その不服申立てが裁判所によって切られたとしても、それで切られて終わりではなくて、そこからまた再審の公判の手続が始まるのです。だったら、検察による不服申立ての制度をやめて、裁判所がもう1回再審を、公判をやりましょうと決めたのだったら、

その中で検察も本当に有罪だったのか、あるいは、冤罪だったのかと争えばいいではないですか、そうしないと、先ほど、獄中で亡くなられたという方もいらっしゃったという話が出ていましたけれども、獄中で亡くなられてしまったら、それで終わりではないですか。せっかく裁判所が再審の公判をもう1回やろうと決めたのだったら、その中で争いましょうよというのが、この2つ目でございます。

もろもろ申し上げましたけれども、私としても、これは、先ほど議連もできたというふうな話がありましたけれども、議連も出来上がって、我が党も代表、幹事長、政調会長、みんな入っているというところでございます。

なので、これは今お話ししたところもそうですけれども、なかなか国民にまだ分かっていただけていない部分もあるかと思いますので、こうしたものを地方の立場から変えていきたいと思いますという機運を醸成していくということも、私は必要なのではないかと考えている次第です。

#### ○西本委員

この請願の趣旨は非常に理解できると思いますが、非常に分かりにくいことも確かにありまして、結局、意見書となれば、総務委員会で意見書を出すということで入ってまいりましたではないわけです。やはり議場で決めなければいけないとなったときに、では、ほかの方々、ここに出ていない議員の人たちに理解できるような現状かという、私はまだないと思っています。気持ちは分かりますよ。何かしなければいけないということも分かるし、当然だなと思う部分はあるのですけれども、でも、議会として意見書を出すという上では、少し情報がまちまち過ぎるので、今の段階では判断しかねるなという感じなのです。

特に私は、やはり1番と3番、松本委員からいろいろご案内がありましたので、少し理解が深められたなと思いますけれども、やはり1番と3番は、当たり前かなと、すぐ何となく理解できるのです。だけど、2番になってくると、よく分からないのです。

例えば、検察官の不服申立ては、法律上はいいわけではないですか。やっていいわけです。だけど、そこで禁止することと言われたときに、なぜという、やはりまだまだ私たちのほうでの判断する知識というか、情報というか、少ないなということが正直あります。

なので、非常に大切な問題だし、今後深めていかなければならないことなのかなというふうに思いますが、ただ、意見書になってくると、少し時期的にどうなのだろうなど。

これが品川区議会として、みんなそういう思いになって、では、議会でやろうよとなれば一番理想なのかな、それぞれの皆さんの理解度がある程度高められて、議会としてというところが、その経過が私は重要ではないかなと思っております。意見です。

#### ○まつざわ委員

私も意見として。

再審法というのは、私も非常に興味があるという、やはり冤罪は起こしてはいけないと思っています。すみません、不勉強で、いろいろこの請願のお話を聞いたときに、やはりとても分かりづらくて、分からないなりに何かしっかり自分の答えを見つけないと、私なりにいろいろ調べていまして、例えば、国も、当たり前ですけど、やっていないわけではなくて、先ほどお話もありました超党派でやっている部分もあって、例えば、1番の証拠の開示というものも、調べたら、平成23年から平成26年にかけては、法制審議会、新時代の刑事司法制度特別部会、こういったところでもしっかりと議論していて、結局、証拠開示についても、一般的なルールを決めるのが、そもそもまず困難だという部分で、制度化の結論に至っていない。例えば、先ほど、西本委員からも話がありましたけれども、検

察の上告、そういうものにあっても、司法制度全体の在り方も関連して、現行、政府内でも慎重に検討をするべき案件でという話で、やはり国としてもしっかりと審議は進んでいる部分がありますので、意見書がどうかというところに至っていないのかなというのが私の意見です。

#### ○須貝委員

今回、再審法改正に関する請願ですけれども、私にとっては、審議内容の範囲が、総務委員会としてかなり超えているのではないかというふうに思います。こういう請願に関しては、かなり専門的な分野なので、やはり司法の関係機関でしっかり審議することが妥当ではないかと思います。

確かに罪を犯していない人が誤った捜査等で冤罪が起きている事件は、我々も耳にしています。この中にも書いてあるように、そういうときに再審開始も必要だということもありますけれども、私の知る限りだと、再審したとしても、物的証拠とか、科学的に客観的に判断するには、やはり法医学の判断といえますか、そういう結果を重視することが基本だと思うので、それには科学の進歩によって事件の内容も見直されるべきだと思いますので、どのみちそういう方向で科学的な検査方法、結果、それから世界の流れとかというふうなことを見て判断しなければいけない。そうすると、我々では、ここは法医学会でも何でもないので、それをここでどうせよ、こうせよというのは、判断できないのではないかとこのように思います。これは今の私の考えです。

#### ○大倉委員

皆さんおっしゃっていたとおりで、かなり専門的な部分が多く含まれているかなというところが1つと、区議会全体でも意見書を出していくには、議論ができないし、できていないというところ。本当に、例えば、2番、私も気になっているところではあるのですが、禁止することで、これは禁止していいのかどうか、いろいろ調べてはみるものの、いろいろな意見が出ているというところでは、なかなかここで意見書を出していくということが難しいのかなというふうに思います。

一方、国会のほうでは、こうして今、2024年3月に、議連が、冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟が設立されて、国のほうでも今、動き出そうとされているというところと、今までも国会のほうでも様々議論されてきたのだと思います。

なので、しっかりと国会のほうで議論をしていただいくのが、まずは大事なかなというふうに思っております。

#### ○新妻副委員長

委員同士での議論ということで、公明党としても発言をさせていただきたいと思います。

松本委員が弁護士という立場からもご説明をいただきまして、ありがとうございました。公明党としても、国会のほうの議員連盟にも弁護士の議員を中心に呼びかけ人の中に名を連ねさせていただいておりますとおり、冤罪は本当にあってはいけないという、そのことは強く申し上げたいと思っています。

この議員連盟、立ち上がったのが今年の3月ということで、袴田事件をはじめとして、冤罪の再審というところの周知といいますか、そこら辺、変えていかなければいけないというところが、区民の中にもそういう意識が少しずつ認識はされてきつつあるとは思いますが、なかなか現状、すぐに変わっていくところまでの、まだ私たち議員の中でもそうだと思います。まだ勉強不足のところもあると思いますし、もう少し時間を置いて、これに反対するものではありませんが、しっかりと議員の中での議論もまた進めていかなければいけないという、そういう思いで、公明党としては、そういう考えでおります。

#### ○西本委員

今までの意見交換の中で思うのは、国がやっているのだから、国に任せましょうという考え方、議連などもあるわけだから、そちらでしょうという意見と、それから、いや、品川区の中でも議論を深めていく必要があるよねという、そういう大きな2くくりがあったように思うのです。だから、そこを踏まえて、総務委員会としてまとめていく必要はあるのかなと思うのです。

だから、国がやっているのだったらいいよ、国がやっているから、それに任せればいいのではないかということになるのか、いや、そうではないよねということなのか、そこを踏まえて、皆さんのご意見をいただきたいというふうに思います。それによって大きく変わると思うのです。この請願者は、意見書を出してくださいということは、品川区として考えてくださいねと言っているわけだから、それに対してどう答えるかなのです。私たち、ここで検討しなければいけないのは。なので、いや、品川区でやる必要はないよね、国がやっているからとなるのか、いやいや、品川区の中でもこういうものを高めたいこうよとなるのか、またほかの意見なのかというのは、私は皆さんの意見を聞きたいです。それを踏まえて、意思をというか、意見も賛否をするときにお願いしたいと思います。

**○こしば委員長**

態度表明のところで。

**○西本委員**

態度表明のとき、意見もお願いしたいと思います。

**○こしば委員長**

それも各会派の考えを。

**○西本委員**

各会派の考えをお願いします。

**○こしば委員長**

各会派の考えがありましたら、個々に任せたいと思います。

ほかにご発言がないようですので、これで討議を終了いたします。

それでは、令和6年請願第5号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○まつざわ委員**

結論を出すで、不採択をお願いします。

意見は先ほど言ったとおりでございます。

**○新妻副委員長**

結論を出すでお願いいたします。態度表明は、不採択でお願いいたします。

国のほうでも議連が立ち上がったばかりということもありますので、国の議論を進めていくということを見守っていきたいと思いますので、不採択です。

**○大倉委員**

本日結論を出すということで、不採択をお願いします。

この再審法改正自体は大変重要な部分だと思っておりますが、先ほど、意見のところでお話ししたとおりの意見でありますので、不採択をお願いします。

**○石田（ち）委員**

本日結論を出すで、採択をお願いします。

国がようやく動き出したというところですが、この問題については、もうずっと支援者の方も、また当事者の方も、ご家族も、戦いをしてきたわけですから、そこでようやく動き出したというところですが、本当にようやくだなというところになります。

さらに、だからこそ地方から声を上げて、意見書を出して、渋谷区でも、先日、同様の意見書が提出され、可決されたということですので、ぜひ品川区からもそういった声を上げていく、そして後押ししていくということは必要なのではないかと思いますので、採択です。

#### ○須貝委員

結論を出すということと、不採択でお願いいたします。

先ほどもお話ししましたが、専門的な分野ということと、有罪、無罪など、また死刑とか、人の将来に関わる重大なことを司法でつかさどっているわけです。それに対して、やはりそれはそれで専門的な分野でしっかり議論して、国民のためにやっていただきたいと思います。

したがって、先ほども申し上げましたが、関係機関で慎重に、かつ、審議を深くして取り組んでいただきたいと思います。

#### ○松本委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

今日、すごい、この請願、とても貴重だったのではないかと思いますのが、各委員の皆様がどういうふうにごこの請願を読まれたかということが、これが出てきたということがすごく大事なことかと思えます。

個人的には、私どもとしては、この手続は、必ずしも司法の中でやらないといけないかといったら、立法ですから、そこで立法なのですが、科学的な知見とかというものも、それは公判の中身の話であって、これは手続がないという話ですから、ここについて考えるということは、必ずしも我々も条例の審査で手続については審査しているわけですから、ここは必ずしも中身の専門性というところまでは考える必要はないのではないかと思います。

ただ、一方で、本日の議論をお伺いしていて、やはり再審という事柄の実際に被害に遭われる方は、人数がそこまで実際には多くないがために、なかなか周知が難しいのだなということを感じさせられました。そしてこれは、今回、請願の代表者などは、物すごく頑張って出していただいたと思うのですが、一方で、私も弁護士なので、やはり日弁連の問題が大きいのかなと思うのが、この問題について、多分日弁連が一番大きく動くのだと思いますが、では、どこまで分かりやすく伝えられてきたのかと思うと、先ほど、共産党からもありましたが、これは長い、もうずっとやっているにもかかわらず、やはり周知が進んでいないとか、理解がされていないというのは、要は、分かりやすく伝えきれていなかったということも極めて大きいのだと思います。ややもすると、こうした社会運動は、自分たちの支持者に対しては深くどんどん掘り下げていくけれども、一方で、区民、国民の皆様に対しては、分かりやすく伝えられているかといったら、伝えられていない、そういうことがあると思います。これは必ずしも日弁連に限らず、行政についても、例えば周知の回り方ということが議会でも問題になりますけれども、この部分にまだまだ大きな課題があるというふうに認識いたしました。

そこで、本日は最終的な結論は残念ながら不採択ということになるかもしれませんが、今後、やり方を変えて、もう少し、では、どうしたら、こうした区民の方から上がってくる声に対して、品川区議会としても意見書を出せるような形になるのか、あるいは、もう少し何とか分かりやすい形で考えることができないかというところを、これは私も請願代表者を含めていろいろと議論させていただきた

いというふうに思います。

長くなりましたが、意見として申し上げさせていただきます。

#### ○西本委員

継続です。

やはり難しいです。ご意見にもありましたけれども、周知されているかということ、周知されていないわけでありまして、ただ、これ、非常に大切な問題だと思っているのです。なので、これを機会に議論を深めるというきっかけになったらいいなとは思いました。なので、ここで決をとるというのではなくて、継続審議という形で、意見書ですから、各会派の意見もちろん必要だと思うし、無所属もおりますので、無所属の意見、品川区としてどういう行動をとっていくのかというのは、さらに議論を深める時間は必要なのではないかと思いましたので、私は継続を主張させていただきます。

#### ○こしば委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本請願を継続とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

#### ○こしば委員長

賛成者少数につき、結論を出すことに決定いたしました。

#### ○西本委員

結論を出すなら、私の意見を。

#### ○こしば委員長

再度、態度をお願いします。

#### ○西本委員

残念ながら、継続ということではありませんでした。ただ、今回出された方については、継続的に、議会への説明も含めて、私たちも勉強を進めていきたいというふうに思っておりますので、また何かの機会に勉強させていただければなとも思っています。

態度なのですが、やはり品川区議会として意見書をとということですので、そこまで至っていないということがあります。残念なのですけれども、なので、継続という態度をとらせていただきましたが、どちらかという話になりますので、不採択という、そこまでまだ実は熟していないと判断させていただいて、不採択という形に今回はさせていただきます。

#### ○こしば委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年請願第5号、再審法改正に関する請願を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

#### ○こしば委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。



以上で、本件を終了します。

---

(2) 令和6年請願第8号 インボイス制度の見直しを求める請願

**○こしば委員長**

次に、(2)令和6年請願第8号、インボイス制度の見直しを求める請願を議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

**○こしば委員長**

朗読が終わりました。

本件も、国に対し意見書を提出することを区議会に求める内容でございますので、委員間での討議を行いたいと考えております。

それでは、委員の皆様におかれましては、ご発言願います。

**○石田(ち)委員**

議員の皆さんと意見交換しながら、理事者の方にも質問をしながら深めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

まず、私たち共産党としては、インボイス制度への認識ですけれども、やはりこの制度は、売上げ1,000万円以下の免税事業者にとっては、登録しないと、商品やサービスの取引から排除されたり、また、登録すれば課税事業者となつて、売上げがいくら低くても、赤字でも、消費税納付が迫られるというものだと思っています。

また、課税事業者にとつても、確定申告時の膨大な事務作業の負担、それに加えて、建設や運送業界、漫画やアニメなどのエンタメ業界などでは、一緒に仕事をする免税事業者にインボイス登録を迫ることができずに、自らが税負担をせざるを得ずに、共倒れになるリスクも生じていると。この弱い者いじめの、そして生計費非課税という税の原則を踏みじじる苛酷な制度ですし、日本の産業や経済をも衰退、破滅するインボイス制度は、私たちは廃止すべきという立場ですし、そういう認識です。

その上で、インボイスは、品川区内でも事業者の大多数を占める中小零細企業や個人事業主にも大きなマイナスの影響を与える制度であると思います。その影響について、区は、やはり我関せずではられないと思うのです。

まず何点か伺いたいのですが、このインボイス制度が開始されてから9か月がたちますけれども、経過措置もあるとはいえ、仕入れ控除ができるのも8割までです。少なくない影響は出ていると思いますけれども、この間、確定申告もありました。区は、区内のインボイス発行事業者の登録件数は把握されているでしょうか。あるいは、推計しているでしょうか、伺いたいと思います。

それと、法人や個人事業主で、それぞれ何件なのか、うち免税事業者だった者は何件だったのか、分かれば教えていただきたいと思います。

それと、この間、地域産業振興課も含めて、区にインボイス制度での区民からの相談は、税制度ですので、税務課等も含めて、何件か来ているか伺いたいと思います。

もし相談を受けたとき、区はどのような対応をしているのか伺いたいと思います。

**○加島財政課長**

区内における登録事業者の内訳というところですが、こちらについては把握しておりませんが、制度改正前、国税庁等が発表した資料によりますと、全国レベルになりますが、課税事業者約300万

のうち、9割超が申請をしているとの資料が出ております。

したがって、申し訳ございません、区内の内訳は把握してございません。

それから、インボイスにおける区民の相談の内訳ですけれども、こちらにつきましても把握はしておりませんが、今現在、地域産業振興課のほうで受けている中では、相談の対応があった際には、緊急融資の相談のあつ旋ですとか、国の補助などを案内するようになりたいと考えているというふうに聞いております。

#### ○石田（ち）委員

件数の把握は、できないのか、それとも、できるけれども、あえてしないのか、そこを伺いたいと思います。

#### ○加島財政課長

こちらのインボイスの制度につきましては、国の制度となりますので、今、区では把握のしようがありません。

#### ○石田（ち）委員

国の制度ですけれども、影響を受けているのは区民なので、そこはぜひ把握できるというと思うし、把握することが当然かというふうに私は思うのですけれども、今回、インボイス制度を考えるフリーランスの会の「インボイス制度におけるフリーランス等の7000人実態調査」、それと、品川区内で集められた125人分の独自アンケートも示されました。各議員の皆さんにも配られていると思いますけれども、これを見ると、この品川区でも、中小零細、個人事業主への取引からの排除、そして耐え難い負担増など、懸念されていたことが起こっていることが明らかになっています。

幾つか紹介したいと思うのですが、事務が増えた、増税となり手取りが少なくなった、自営、そして、取引先からは値下げされた、インボイス登録事業者でないなら請求書から消費税の項目を消してくださいと言われ、消費税分を払ってもらえなかった。つまり、発注元から値下げをされた。そして、既存のクライアントに「インボイス未登録なのですが」と言うことによって仕事が切られるか不安、また、インボイス登録で課税業者になれば、おおよそ一月分の収入、税理士を使えば、1.5から2か月分の収入に当たる消費税を新たに納めることになるため、家族を養うためには免税事業者のままにいる、連絡がとれなくなった取引先があり、取引排除された可能性が高い、別の取引先は個人事業主で、協議をした上でなくなくこちらが値下げに応じた、一瞬、一家心中も脳裏をよぎった、これは漫画家の方です。こうした声が寄せられておりました。

不景気や物価高の中で、インボイス増税による深刻な影響が出ている。そして、免税事業者に対する一方的な値下げ、取引排除が横行している。そして、インボイス未登録事業者への差別、バッシングが起こっている、このことの一部が見てとれる調査だと思いました。

こうした実態が区民の調査によって明るみになったわけですから、区民の暮らしとなりわい、そして地域経済を振興すべき行政、品川区としても、インボイスによる影響の実態調査を行うべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○加島財政課長

所管外になりますので、詳しいお答えをできないところもありますけれども、インボイスの実態調査につきましては、地域産業振興課のほう、それから国のほうのインボイスコールセンター等で相談を承っているところでございます。こちらのほうで、先ほども申し上げましたように、融資のあつ旋制度ですとかといったことをご案内しておりますので、今現在、実態調査を行う考えはございません。

## ○石田（ち）委員

所管外でお答えいただいたということなのですが、それなのに、やる考えはないと言い切ることが意味が分からないのですけれども、やはり今言ったように、区民の暮らしとなりわいや地域経済を振興すべき立場で施策を行っている行政としては、このインボイスの影響は本当に大きく出ていますので、これは実態調査を行うべきだと改めて強く求めておきたいと思います。

次に、やはり区内でも深刻な影響があるわけですから、私たち共産党としては、インボイス制度を廃止すべきだと考えています。しかし、この請願を出された皆さんは、何らかの見直しは少なくとも必要だということを訴えているわけです。請願の本文には、見直しの中身が幾つか明示されていると思いますが、実際の見直しは、国会や関係省庁が有識者を交えて検討することになると思います。でも、ここで請願者が言いたいのは、少なくとも何らかの見直しがされないと、区内事業者が大変なことになるという、この深刻な思いです。私は、このビジョンを述べてきたことから、インボイス制度の見直しを求める意見書は出すべきだと思っています。

この間、国の制度だから国で議論とか、区議会にそういう権限はないなどの意見が、このインボイスの議論ではされてきました。ですけれども、区議会として意見書を出すかどうかは、私たち議員が議論した上で判断することですし、意見書提出は地方自治法に定められた地方議会の権利です。国が決めた税制であっても、国民生活に、区民生活に重大な影響を及ぼし、見直しが必要な制度だと私たちが判断すれば、意見書という与えられた権利を行使して意見を言うべきだと思います。

なので、インボイス制度は、税制の問題であり、区議会で議論すべきではないというのは、私はこれまでもそういう議論は、不採択の理由としては成り立たないと思っています。そうしたことも訴えさせていただいて、ぜひほかの皆さんからもご意見を聞かせていただきながら、ぜひ意見書提出に向けていきたいと思っています。

## ○こしば委員長

ほかに質疑があれば。

## ○須貝委員

今、共産党からご意見がありました。実際、法制化してインボイス制度がこのままスタートしてしまいました。ですが、品川区の中では、多くの中小零細企業の皆さんが働いていらっしゃいます。そういう方たちの声、これだけ物価が高騰して、社会保障費も上がっていて、手取りが少なくなる中で、さらに追い打ちをかけるインボイス制度、私は大変だと思います。品川区には多くのそういう中小零細企業がいらっしゃる、働いている、活動していることを思えば、我々区議会としても、そういう方たちの、皆さんの多くの方たちの困っている声を国のほうに届けるということは大切ではないかと思います。それだけ意見として言わせていただきます。

## ○西本委員

この請願ですが、内容をいろいろ改めて見直してみると、総務委員会なのですか。これは区民委員会のほうが適しているのではなからうかと、改めて私は思いました。

というのは、やはり産業振興という観点から言うと、区民委員会のほうが私は適しているのではないかと、総務委員会として、これを判断するというふうになったときに、どこの観点からジャッジすればいいか、検討すればいいのだろうかというのは正直思いました。

総務委員会で意見書を国に提出するというので、総務委員会の範疇の中で決めていいことなのだろうかというふうには私は強く思いましたので、少し委員会を超えてしまう判断になりはしないかというこ

とは危惧してしまっております。

ただ、問題点はあるということもあるし、今までもたくさんインボイス制度についての見直しについては請願・陳情が出されておりました。なので、区議会としての見解は、この間、話し合いをされておりますので、やはりこれも先ほどと一緒に、考え方がまだ一致していないのです。なので、ここで意見を出すというまでに意思がまとまるというようなところまでのことは感じられないかなと正直思いましたので、ただ、これを品川区として、こういう対応をしてくださいとか、いろいろそういう具体的な品川区に関わることであるならば、それは賛否できるかと思うのですが、これは国に対して意見書と言われたときに、まとめなければならないということが前提にあるので、非常に難しいと私は思いました。

これ、総務委員会だったのですかね。委員長に聞いても分からないですね。これは議運ですものね。委員長に聞いても、委員長が困るだけかなと思うので、ただ、私の意見として、これ、担当する委員会が違ったのではないかと思います。なので、すみません、少し判断できかねます。

#### ○こしば委員長

意見等ございましたら。

#### ○まつざわ委員

意見書という部分に関して、インボイスは去年の10月1日から始まって、私もお米屋をやっていて、結構苦戦してまして、私の場合も商店街ですから、私も商人としては大変な部分も、やはりいろいろな声を聞いています。

一方、国のインボイス導入のメリットといたしますか、要は、税額を明確にできたりとか、適正な価格転嫁、価格転嫁できないという話もありますけれども、そういうものを行いやすくするというメリットを期待する一方で、やはり懸念があるというのは、私も重々承知しています。

それで言えば、先々、去年から始まった制度によって、先ほども言っていました相談体制があったり、税制上の特別措置、特例措置を試みたり、補助金をやったりと、国のほうでも制度が円滑にいくような取組の強化はいろいろと手を出しながら、試行錯誤でしょうけれども、いろいろ模索しながら、現状、国もやっているのかなという部分は私の中でも認識がありますので、意見書というよりも、10月に始まって、国もいろいろな試行錯誤をしている中で、現状、意見書は私の中ではないなというふうな意見です。

#### ○松本委員

採決のときに言おうかと思っていましたが、ここで皆さん、意見交換ということなので、ここでも申し上げさせていただきます。

先ほどの再審法の議論では、長々としゃべらせていただきながら、なかなか今、積極的に発言するような立場ではなかったのですが、これはなぜかといったら、今回、請願書に、国が決めた制度だから区は関係ない、何もできないということはないというふうに書いていただいた。これはおっしゃるとおりだと思います。私たちは、区民の方から区議会として国にこうした意見を上げてほしいというふうなことがあれば、それは真剣に議論をして、上げるかどうかということを考えていく立場だと思います。なので、必ずしも国の所管事項だからといって、何も申し上げられないということはないと思っています。

ただ一方で、私も所属政党がございます。所属政党としては、現時点でインボイスを見直す考えはないということです。地方議会によっては、こうした党の判断に関して、別の態度をするところもありますが、それをやってしまうと何が起きるかといったら、この政党は、結局どういう考えを持っている

のか分からないというふうなことになります。したがって、私としては、本件について所属政党の立場と異なる態度をとることはできません。

その上で、本件は特にやはりフリーランスの問題が大きいのだと考えております。私自身も、先ほど、まつざわ委員も米屋をやっているというふうな発言がありましたけれども、私も個人事業主です。私のみならず、妻も個人事業主ですので、先ほど、休暇の話が議題として上がっていました。恐らく今日、傍聴されている方たちの中でフリーランスの方がいらしゃったら、休暇というものについて、何だろうかというふうに思われる方もいらしゃるのではないかと思います。個人事業主には、先ほど、無給の休暇の話でしたけれども、有給休暇という概念は存在しませんし、さらに言えば、育児休業、育児休業手当というものもありません。これはフリーランス、自分たちでフリーな働き方を選んだのだからというふうなご意見もあるのですが、ただ、事実上は、やはり企業から依頼を受けてやっていて、実際には、普通の労働者と変わらないような働き方をされている方たちもたくさんいるし、さらに言ったら、働き方が多様化している中で、少子化対策とか言いながら、実際には、国の育休制度の充実等というのは、やはり特に正規労働で働いている人たちを対象にしていることが多いと思っています。なので、私どもとしては、このインボイス、当然のことながら個人事業主、フリーランスの方たちに大きな負担になっているところはあると思いつつ、変えるべきはこのインボイス、もちろんインボイス中では見直していく必要もあるとは思いますが、その部分だけではなくて、そもそも今の働き方に、今の制度が全体として合っているのか。例えば、今の育休制度についても、あれは雇用保険と結びついているから、なかなか育児休業を、育児休業手当のところを、フリーランスは直ちに広げられないという問題がありますけれども、それはそもそもその制度が問題ではないかといこところから、私たちは議論をさせていただきたいというふうに思っております。

なので、このインボイス制度については、誠に申し訳ありませんが、不採択というふうに考えております。

#### ○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで討議を終了いたします。

それでは、令和6年請願第8号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○まつざわ委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

意見は、先ほど述べたとおりです。

#### ○新妻副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

先ほど意見を述べませんでしたので、ここで少し意見を述べたいと思います。

公明党としては、消費税の上がるときに、インボイス制度というのはセットで推進をしまいましたが、そういう政党でございますので、公明党の考え方は、これを進めていくという考え方でございます。

しかし、今回出された請願、また、これまででも中止、延期等の請願・陳情が出されてまいりましたが、フリーランスの方、また、小さな事業主の方を公明党は守っていくという立場であります。フリーランスの新法成立に向けても公明党は推進をしまいましたが、働きやすい環境を整えていくということ、不

利益があってはならない、そのような法整備を公明党は推進させていただきました。

そしてまた、今回、国に意見書を出してくださいという、そういうことではありますが、区民の方から議会にいただくお声は、国のことであっても、しっかりそれは受け止めていくという立場ではございますので、この請願・陳情を出されたことに関しては、しっかりと審議をしていきたいと思っておりますが、インボイス制度につきましては、先ほど松本委員も、政党としての考え方を述べられていたとおり、公明党としては、推進をしていく立場でございますので、大変恐縮でございますが、今回に関しては、不採択とさせていただきたいと思っております。

#### ○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択をお願いします。

この間、区民委員会でも、こうしたインボイスや、中小企業の支援を求める請願・陳情が出てきている中で、会派としても、しっかりと今、品川区議会でする支援をしていこうというところで、会派としては、今までも意見をさせていただいております。

ここにもありますように、取引で、公正取引委員会等の排除のところとか、まだまだ課題は本当にたくさんあるなというところではあります。これからは会派として、今も区のほうでも、様々支援制度を活用してもらって、周知もしながら進めているところではあります。さらに何かできることをしっかりと、会派のほうでも進めていこうということで、不採択をお願いします。

#### ○石田（ち）委員

本日結論を出すので、採択をお願いします。

今、様々、ほかの会派の皆さんからも、政党の考えがということでありましたけれども、そういうインボイスを推進するという立場の政党であるというところでは、こうした区内で苦しむ、様々出された調査の結果の声等に応える立場がないということを表明されたということなのだろうなというふうに思います。

それで、やはりこのインボイス、続けば続くほど格差は広がります。この調査結果にも書いてありますように、事業者同士の分断も生み出します。それはいわゆる経済が発展どころか衰退していく、中小業者が支えてきたこの日本が衰退していくということになると思います。

そして今、賃上げ、賃上げと、それも言っていますけれども、賃上げにもなっていない、むしろ下がってしまっているという状況で、こういったことにならないようにしてほしいと、だからせめて見直ししてほしいと、この声に応じて、区として意見書を国に上げることは、私は区議会がやるべきことだなというふうに思っていますので、私はそういう立場です。採択をお願いします。

#### ○須貝委員

本日、結論を出すということと、採択をお願いいたします。

先ほどから、政党の考え方だからというお話をお聞きしていますけれども、政党の前に、個々の皆さんは、一区民であり、人間であります。周りを見たら、区内産業を見たら、やはりそれぞれ大変な思いをしている。そういう声をやはり我々は届けるということも、品川区議会として、また、総務委員会として、私は非常に大切なことだと思います。それだけ意見を言わせていただきます。

#### ○松本委員

本日結論を出すので、不採択をお願いします。

意見は先ほど主に述べさせていただきましたが、先ほど、共産党のほうから、政党としてということであれば、見直す考えはないという立場というふうなことをおっしゃっていただきました。本当におつ

しゃるとおりです。この件については、我が党としては、見直す考えはないというふうなところですので、これはいろいろなご批判はあると思うのです。これはやはり次の選挙でしっかりとこういうふうな判断をした政党に所属する人間に対しては、請願を出された方たちは、しっかり審判を下していただきたいというふうに思います。

その上で、私どもとしては、これはほかの自民党、公明党も一緒だと思いますが、自分たちが所属している政党の枠の中で、では、どういうふうに区民の方たちからいただいた声を反映させていくのかというところは、もちろん我々としては上に、上とか下ではありませんけれども、所属している政党の中で議論はしていきたいというふうに思っています。

こういう結論になりながら申し上げるのも大変恐縮ですが、請願された方たち、今日、傍聴されている方たちがいらっしゃいましたら、今日は平日でございます。その中でお仕事を休まれて傍聴に来られて、しっかりと議会をご覧いただいたことには厚く御礼を申し上げて、意見とさせていただきたいと思っております。

#### ○西本委員

本日結論を出すということで、不採択をお願いします。

先ほども申しましたけれども、この内容は総務委員会ではなかろうと私は思います。

ここで大切なのは、インボイス制度が始まったことによって、区内の事業者の方々がどうなっているのかということを見ていかなければいけない。いろいろな課題に問題点が幾つか述べられております。それをどう解決してあげられるのか、これ、実態だと思うのです。困っていることは確かに困っていると思うのです。

なので、その実態を、品川区の中での事業所の方々の変化、それから救済が品川区としてできるのかできないかということの議論は、やはりこれからどんどん深めていかなければならないと思います。

その中で、今日は担当者がいないですね。産業振興と言っても、先ほども難しい状況で、データもない中でお答えいただきましたけれども、それは少し違うと思うのです。

なので、どうして総務委員会にかかったかは分かりませんが、でも、やはりこの請願で言いたいことは、私なりにですよ、言いたいと思っているのは、やはり区内事業者の方々困っているのだよということだと思うのです。その困っていることに対して何ができるのですかということだと思うのです。だから、意見書というのは、今、お話ししてはいたけれども、国策ですから、政党の方々の考え方があると思うのです。それは尊重しなければいけないことだと私は思います。だからゆえに、このインボイス制度に関しての意見書を出すということとして、やはりいろいろな政党の方、無所属も含めて議員がいる中でまとめられるかというところは、まとめられない。なので、見直しを求める意見書を国へ提出するよということに関しては、申し訳ありませんが、それにお答えすることはできませんということになってしまうのです。

ただ、何度も申し上げますけれども、ここに挙げられたことは、やはり品川区の今の現状を知るという意味では、とても重要な請願書だと思いますので、それをいろいろな場面のところで確認をし、何か救済ができないのか、何か助け船というか、手を出せるところがあるのかないのか、そういうものを考えていきたいなというふうに思っています。

#### ○こしば委員長

それでは、本請願については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年請願第8号、インボイス制度の見直しを求める請願を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○こしば委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了します。

---

3 報告事項

(1) 令和5年度品川区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

○こしば委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和5年度品川区一般会計予算繰越明許費繰越計算書を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○加島財政課長

それでは、私から、報告第2号、令和5年度品川区一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、資料につきましては、Side Booksからご覧いただければと存じます。

おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。繰越計算書ということで、表になっているページでございます。

本件につきまして、地方自治法第213条第1項に基づきまして、住民情報システム運営費、戸籍届出事務費、住民基本台帳事務費、子育て世帯生活支援特別給付事業、子どもの未来応援事業、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金、共通商品券普及促進事業、水辺利活用事業および大崎駅周辺地区再開発事業に係る歳出予算の経費を令和6年度に繰り越したことについて、同法施行令第146条第2項に基づきまして、繰越計算書を議会に提出し、ご報告するものでございます。

この繰越しにつきましてですが、令和5年度一般会計補正予算第7号および最終補正予算にてご承認をいただいたもので、補正予算を提案した際にご説明申し上げましたとおり、令和5年度内には経費の全部が執行できないことがあらかじめ分かっていた事業について、繰越明許をお願いしたものでございます。

繰越しの内容についてでございますが、2行目からです。

2款総務費、1項総務管理費、住民情報システム運営費におきましては、歳出予算額2,793万8,000円を繰り越すものです。繰り越すする財源は国庫支出金1,862万4,000円および一般財源931万4,000円でございます。

その下、2款総務費、4項戸籍及び住民基本台帳費、戸籍届出事務費におきましては、歳出予算



額418万円を繰り越すもので、繰り越す財源は全額国庫支出金であります。

さらにその下、2款総務費、4項戸籍及び住民基本台帳費、住民基本台帳事務費におきましては、歳出予算額572万円を繰り越すもので、繰り越す財源は国庫支出金381万3,000円および一般財源190万7,000円であります。

これら3つの事業は、振り仮名法制化に伴う住民情報システム等の改修について、年度内の完了が見込めないため、翌年度に繰り越したものであります。

現在の状況ですが、国が仕様を検討中であるため、仕様の確定には時間を要する見込みでございますが、本年10月までには改修作業に着手し、翌年3月までに作業を完了する予定です。

3款民生費、2項児童福祉費、子育て世帯生活支援特別給付事業におきましては、歳出予算額7,014万2,000円を繰り越すもので、繰り越す財源は全額一般財源であります。

この事業は、住民税均等割のみ課税子育て世帯に対する物価高騰対策給付金について、年度内の給付が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越したものであります。

現在の状況ですが、対象者からの申請に基づき既に給付は完了しております。

3款民生費、2項児童福祉費、子どもの未来応援事業におきましては、歳出予算額1,256万3,000円を繰り越すもので、繰り越す財源は全額一般財源であります。

この事業は、ふるさと納税制度による寄附金を活用して、食の支援を希望するひとり親家庭等に対して食品配送を実施するもので、想定以上の実額があり、年度内の完了が見込めないため、翌年度に繰り越したものであります。

現在の状況でございますが、希望者に対し、本年6月17日から配送を行っております。

3款民生費、3項生活保護費、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金におきましては、歳出予算額3,183万3,000円を繰り越すもので、繰り越す財源は全額一般財源であります。

この事業は、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策追加給付金について、年度内の給付が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越したものであります。

現在の状況ですが、対象者からの申請に基づき、既に給付は完了しております。

5款産業経済費、1項産業経済費、共通商品券普及促進事業におきましては、歳出予算額2億4,083万7,250円を繰り越すもので、繰り越す財源は全額一般財源であります。

実施時期は、令和6年2月から令和6年12月で、2年にわたる事業であり、令和5年度中は申込受付のみで執行がなかったことから、翌年度に全額を繰り越したものであります。

現在の状況ですが、販売を開始し、共通商品券事業は実施しております。

6款土木費、3項河川費、水辺利活用事業におきましては、歳出予算額876万3,700円を繰り越すもので、繰り越す財源は全額一般財源であります。

この事業は、天王洲水辺広場電源ケーブル引込み柱移設工事において、東京都港湾局との協議により仕様に変更が生じたことから、年度内の執行が見込めないため、翌年度に繰り越したものであります。

現在の状況ですが、既に移設工事は完了しております。

最後に、6款土木費、4項都市計画費、大崎駅周辺地区再開発事業におきましては、歳出予算額2億837万8,000円を繰り越すもので、繰り越す財源は国庫支出金および一般財源がそれぞれ1億418万9,000円あります。

この事業は、東五反田二丁目第3地区市街地再開発事業において、路線の処分に想定以上の時間を要し、年度内の執行が見込めないため、翌年度に繰り越したものであります。

現在の状況ですが、解体工事を進めております。

**○こしば委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

**○西本委員**

ほぼ繰越しされてきているけれども、完了しているものが大半であるという認識でいいのかと思うのですが、この繰越しをするという判断は、いつ頃できるものなのでしょうか。かなり難しいとは思いますが、あらかた行政のほうで年度決算、年度で締めるという形になっているので、ただ、区で言うように、特例ではないと思うのですが、一応、法令的には根拠があると思うのですが、どういうふうに判断をして、繰越しという形に計上していくのか、その考え方を教えてください。

**○加島財政課長**

冒頭でのご説明、第7号補正予算と最終補正予算で議決いただいたものと申し上げましたが、まず、第7号補正予算、共通商品券の部分につきましては、こちらは12月末の臨時会でご提案申し上げたものになります。この時点で、令和6年2月から執行して、翌年12月までかかるということが見えておりましたので、予算提案と同時に繰越明許費をお願いしたところでございます。

その他のものにつきましては、最終補正予算でご提案申し上げたものですが、それぞれ担当のほうで所管と執行状況、今回の場合は国ですけれども、国の動向を見つめながら、まず年度内に執行が難しいという段階、2月の頭には最終補正予算を議会にご提案申し上げて発送しなければなりませんので、大体そこまでめどをつけているような状況でございます。

**○西本委員**

ここに載ったものについては、もう全て配送済みというか、問題ありませんという認識でよろしいですか。それだけ確認させてください。

**○加島財政課長**

先ほどご説明申し上げましたとおり、ほぼ全てが完了してきている事業でございますが、共通商品券につきましては、使用期限が令和6年9月30日までであるというふうに聞いておりますので、そのところで執行管理をしていく予定でございます。

**○西本委員**

分かりました。ありがとうございます。

**○こしば委員長**

ほかにご質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○こしば委員長**

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 専決処分の報告について（報告第15号）

**○こしば委員長**

次に、(2)専決処分の報告について（報告第15号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○佐藤経理課長**

それでは、私のほうから、報告事項の（２）報告第15号、契約金額の変更に関する専決処分につきまして、地方自治法第180条1項の規定による議会の指定議決に基づき、同条第2項の規定によりご報告いたします。

お手元の経理課の資料の37ページをお開きください。

本件につきましては、総合体育館および日野学園空調設備改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は、三橋・末弘建設共同企業体、代表者、株式会社三橋工務店、代表取締役、三橋繁美氏でございます。

38ページをご覧ください。

一番下にありますが、契約金額の変更につきましては、令和5年第2回定例会で議決を受けた金額が5億600万円、今回の変更後の金額が5億2,671万3,000円で、2,071万3,000円、約4.09%の増額です。

次に、変更内容ですが、熱中症対策として仮設空調機器を設置、室外機台数の数量変更、空調機の変更に伴い、室外機の置場架台の変更をしたものでございます。

変更に当たりましては、令和6年5月7日付で区長の専決処分としたものでございます。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

#### ○西本委員

これ、なぜ専決処分をしたのでしょうか。本来は、これ、タイミング的に合わなかったということなのですか。もちろん専決処分というのは、できるのは分かっていますが、ただ、やはり億単位ですから、これ、変更はまた違いますけれども、契約金額から考えると、やはり慎重に扱わなければいけないのではないかと思うのですが、極力、専決処分をすべきではないという考えを私は持っているので、タイミング的に悪かったのでしょうか。なぜこの専決処分をしたのか教えてください。

#### ○佐藤経理課長

原則といたしましては、1億8,000万円以上の工事請負契約については議決を得ることが原則でございます。その上で、令和4年7月に、議会のほうで、区長の専決処分事項の指定についてというところを議決いただきました。この中で、契約金額の変更で100分の5以内、5%以内のものについては専決処分として、さらに、直近の委員会で報告をするということについてご議決いただいたところ です。

なぜそういう状況になったかという、議会の議決を待って契約の変更をするということによって、工事ですので、その期間が延びるですとか、そういった不都合が生じるというところがあるというふう聞いております。

#### ○西本委員

議決して専決処分の範疇を広げたということなのでしょうけれども、ただ、基本は、やはり専決処分はあまりすべきではないと私は思います。やはり議会できちんと話し合っ てということ を基本にぜひ置いてほしいと思います。もちろん工事の契約とかいろいろあるからということなのでしょうけれども、やはり議会には報告をするということ を基本に置いていただいて、その上でということ をやってほしいのです。議会で承認されたから、これを広げるよということでは、あまりよろしくはないと思いますの

で、動きやすいということは別に悪いことではないと思いますけれども、でも、やはり議会との関係がありますので、極力、範囲の中で、可能な限り、やはり専決処分はしないしてほしいということを、これは私の希望としてお話をさせていただきたいと思います。

**○こしば委員長**

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 専決処分の報告について（報告第21号）

**○こしば委員長**

次に、(3)専決処分の報告について（報告第21号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○佐藤経理課長**

それでは、報告事項の（3）、報告第21号、契約金額の変更に関する専決処分につきまして、ご報告いたします。

お手元の資料、39ページをご覧ください。

本件につきましては、西五反田公園改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告でございます。

契約の相手方は、東急グリーン・日緑建設共同企業体、代表者、東急グリーンシステム株式会社東京営業所、所長、藤本隆氏でございます。

40ページをご覧ください。

契約変更につきましては、一番下になりますが、令和5年第3回定例会で議決を受けた当初の金額が2億7,662万3,380円、今回変更後の金額が2億8,336万8,800円で、674万5,420円、約2.43%の増額になります。

次に、今回の変更内容ですが、隣接する区民の方の要望によるフェンス等の変更、現地精査の結果による給排水設備の変更、植栽の変更をすることとしたものでございます。

変更に当たりましては、令和6年4月22日付で区長の専決処分により変更契約を締結してございます。

**○こしば委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

**○大倉委員**

すみません、教えていただければと思います。この変更の要望に基づく構造変更とは、具体的に何なのでしょうかと教えてもらいたいのと、674万円余は、具体的にどこにどれぐらいかかったのかも、全体で込みになっているので分からないという、そういうことなのか教えてください。

**○佐藤経理課長**

要望によるというのは、フェンスですけれども、公園と隣地の間にフェンスが建つという設計になっておりますけれども、上のほうが網のフェンスで当初やっていたのですが、説明する中で、見えないようにしてほしいということだったので、そういう見えないようなフェンスにしている、こういうふうに聞いております。

また、詳細な見積りに関しては、そういった形の積み上げはしていないので、この全体の契約変更と

いう中で、今回の金額になっています。

#### ○大倉委員

住民要望というところでいくと、事前に、多分そういう意味では、いろいろ説明をされながら進めてきているのかなと思うところではあるのですが、ある程度決まってから、こういうふうになった経緯とかがあれば教えてください。

#### ○佐藤経理課長

所管から聞いている限度になるのですけれども、設計当初から、区民の方、周辺の住民の方には、説明会等で説明してきているという中で、早期の開放を望むというご意見もあったというふうに聞いております。部分的に出来上がった部分について、その部分について検査をして部分開放する。結構長い公園なので、その一部だけでも開けてほしいというご要望があったということです。

それに対応する中で、フェンスですとか、植栽の部分について変更した上で、早めに開放できる場所は開放するというので、今回、変更の契約になったというふうに聞いております。

#### ○西本委員

また同じことを言わせていただきます。専決処分、これ、工期が令和7年2月28日ですね。ということは、議会に報告があつてからでもよかったのではないのですか。総額だからいいだろうということなのか。やはり契約の金額が変わるということであるならば、やはり事前に議会に上げるということは必要なのではないかと思えます。なぜこれが専決処分になったのでしょうか。

#### ○佐藤経理課長

今回の契約変更に関しては、所管のほうから聞いておりますけれども、先ほどの出来上がったところから開放してほしいという地元からの要望に応えるべく、このタイミングで契約変更するというのでやっているということです。

専決処分にするというところは、それぞれの区で異なるのですけれども、品川区においても、一定の少額の部分については専決処分で報告するというので進めるということ、令和4年7月に議会で議決いただいて、それによって、定例会を待たずして手続を進めるということ、迅速に事務を執行するというようになっておりますので、今回についても、そのような形で進めております。

#### ○西本委員

何度も言いますが、専決処分という前に、契約案件は、議会で報告できるのだったら、してほしいです。特に税金に関わることなので、区民の要望での工事であるということですから、内容は理解できないことではないと思うのです。ただ、税金の使い方として、少額だからとか、議会が承認というお墨付きをいただいたからではなくて、やはり基本は、議会に報告をしてということは本当に守っていただきたいと思えます。安易に専決処分を使わないでほしいのです。安易ではないと言われるかもしれませんが、安易にという、議会で、こういうお金に関する、税金を使うわけですから、税金を使うという意味では、きちんと議会の承認を得なければならないというのが基本にありますので、なので、専決処分は極力しないようお願いしたいと思えます。これは意見です。

#### ○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

#### 4 その他

##### (1) 所管質問について

##### ○こしば委員長

次に、予定表4のその他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、総務委員会に関わる項目について、所管質問をなされたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思います。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

##### ○西本委員

2つあるのですが、1つは総務委員会ではないかもしれないので、それは指摘してもらってよろしいですか。

1つは、「秀」の問題です。国際友好協会の「秀」の問題です。

遺贈という話が出てまいりました。遺贈の話と、それから……。

##### ○こしば委員長

少しいいですか。「秀」のことは、既に西本委員ご自身も聞いております。これは一般質問では再質問の機会が与えられているわけで、また、これは筒井議員も同様に、この「秀」の跡地を伝えておりますので、この委員会で質問するのは、ご遠慮していただきたいと思います。

##### ○西本委員

いえいえ、遠慮しませんよ。委員長、その考え方はおかしいと思いますよ。

なぜかという、筒井議員も質問をしました。その中で不明瞭なところがあって、さらに説明をいただきたいということ、それで、総務委員会の中でも議論を進めていただきたいという思いから、所管質問という形で取り上げてほしいという申入れです。私が再質問しましたが、それではないのです。答弁の中で不明瞭なところがあったし、同じ質問をするなど言っているではないですか。今回の繰り返しの質問にならないようにということですが、そうならないように、別項目で不明瞭な点があったので、はっきりと答えていただきたいので、明日の所管質問のテーマとして、ぜひやっていただきたいということが1つあります。いかがですか。遺贈の問題は、私は不明瞭だったと思います。

##### ○こしば委員長

あくまでも一般質問での再質問、その繰り返しになりますので……。

##### ○西本委員

だから、それは私は納得いきません。再質問、再々質問をしたから、この所管質問をしてはいけないというのは、規定は何もないと思いますよ。そんなもの。だって、ここでありますかと、もっといろいろ質問したいところがありますかと聞かれているわけだから、ありますということだだと思いますけれども、そういう決まりはありましたか。

だから、筒井議員のところもありました。自分のところではなくて、遺贈の問題は、筒井議員のところでもはっきり言っていたので、そういう意味で言うと、私のところではなくて、筒井議員のところでも……。

○こしば委員長

筒井議員の一般質問の中で、西本委員の一般質問と共通する項目がある場合は、それはご遠慮いただきたいということなのです。それが例えば、「秀」の跡地の話だとか。

○西本委員

いやいや、「秀」の話の質問項目がいろいろあるではないですか。

○こしば委員長

だから、筒井議員も一般質問で再質問をされております。その機会はまだあったわけですので、またさらにここで所管質問をされるのは……。

○西本委員

いやいや、では、筒井議員の質問のテーマでお願いしたいと思います。私のところではなくて。

○こしば委員長

筒井議員のどの項目ですか。

○西本委員

筒井議員の項目で、5番、品川区国際友好協会が料亭「秀」の店舗跡の建物を借り上げることについてというのがあります。私の質問の中には、外郭団体のあり方と運営についての中の1つの質問が入っていましたけれども、今回の質問に対しては、筒井議員の5番、品川区国際友好協会が料亭「秀」の店舗跡の建物を借り上げることについてということで議題にしたいと思います。ここで上げさせてもらいたいと思います。

議論できないということではないですか。だって、所管はここですよ、総務委員会ですよ、国際友好協会は。

○こしば委員長

ご本人が、まず本会議で再質問されておりますよね。

○西本委員

では、再質問しなかったらできるということですか。おかしいではないですか。

○こしば委員長

本会議で、まず再質問という機会が与えられている中で、またさらにこの委員会でも……。

○西本委員

だから、筒井議員でやります。

○こしば委員長

筒井議員の一般質問の項目の中で、西本委員は、「秀」の跡地のことを扱うとおっしゃっていましたが、この「秀」の跡地のことも、西本委員は一般質問で扱われておりますよね。それはもう共通していることになりますので……。

○西本委員

その決まりはどこにあるのですか。どこにその取り決めがあるのですか。

○こしば委員長

ご遠慮いただきたいと思います。

○西本委員

ちょっと待って、委員長、その取り決めはどこにあるのですか。私、今までそういう話を聞いたことがないですけれども。その取り決め。再質問、再々質問だからといって、この総務委員会で質問しては

いけないなどというのは、私は聞いたことないです。

なぜそこで決めるの。何かあやしい。

〔「そういう慣例がある」と呼ぶ者あり〕

#### ○西本委員

やってはいけないということですか。どこを変えたらいいのですか。示してください。言うてはいけない、所管質問として出してはいけないという申し合わせ事項があるのだったら出してください。私、見落としているかもしれないし。

#### ○松本委員

委員長、よろしいですか。申し合わせの中に所管事務調査の項目がありまして、読み上げますと、委員は、所属する委員会において、事前に通告し、当該会期中の一般質問に係る当該委員会の所管質問をすることができる。ただし、質問の際には、本会議場における一般質問の繰り返しにならないよう配慮するというふうな規定があるのですが、ここの解釈の問題かと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○西本委員

繰り返しにならないければいいのでしょうか。

#### ○こしば委員長

配慮するという規定がありますので、私も先ほど言いましたとおり、一般質問の中で再質問の機会が行われている。同じ項目について、またこの場で同等の質問をするのは配慮してくださいというふうに解釈をしておりますので。

#### ○西本委員

先ほどから、繰り返さないようにということを言っているのではないですか。繰り返さない質問ですということですよ。それは申し合わせにもそう書いてあるわけだから、それはもうやりますよ。そこはきちんとけじめをつけますよ。だから、違う、深めることが必要な項目が出てきたので、議論させてくださいという申入れをしているわけです。その中で、私だけではなくて、もちろん委員の皆さんにも入っていただきましょうということも取り決めなのではないですか。なので、明日、テーマにさせてください。

#### ○こしば委員長

そういうようなケースの場合は、慣例として対応させていただいていますので……。

#### ○西本委員

そんなもの、私、経験ありません。

今、松本委員が、読んでいただきました。その中に、再質問、再々質問だからといって、出してはいけないとかということは書いてございませんので。ただし、同じ質問というか、答弁をもらうようなことはしないでくださいということでしょう。何の問題もないでしょう。何の問題があるのですか。これ、「秀」の問題は、非常に重要な問題だから言っているのです。

#### ○こしば委員長

重要な問題というのは知っていますけれども……。

#### ○西本委員

総務委員会ですっきりと議論を進めなければいけない項目だから、あえて皆さんからも意見を聞かせていただきたいと思っているので、テーマにしたいわけです。「秀」の問題。

私の個人的な問題では、個人的な話がいいのです。ただ、委員会としてやってくださいということで



す。

**○こしば委員長**

西本委員、「秀」の具体的なテーマの項目、中身について教えてください。

**○西本委員**

私の質問のときには、あまり答えが出なかったのですけれども、遺贈というものがありました。私のときの再質問、再々質問のときには、2回ぐらい言葉が出たのです。それで、賃借をするとなっているわけです。だから、賃借と、それから遺贈が出てきて、それはどういう時系列で、どういう話になっているのか答弁から見えなかったのです。筒井議員のときの答弁と、私に対する答弁は違いがあったのです。私のときには、経過を教えてくださいと言ったものに対して、経過の話もあまりしていませんでしたけれども、その中で遺贈というのが、いつ、どういうときに、どういう流れで遺贈になる。これは国際友好協会の問題ではないのです。品川区が決めたのです。品川区が決めて、それで国際友好協会に、これで借りますからねと言ったのです。これは事実ですよ、これは議事録もとっていますから。これは事実なのです。ということは、国際友好協会の問題ではないのです。品川区の問題なのです。決めたのは品川区なのだから。予算だって、令和6年度の予算のベースに入っています。賃借料、月100万円。それから、2,000万円、2,000万円、4,000万円の工事費も入っているのです。だから、「秀」に国際友好協会にするよというときの時系列がきちんとされていないし、どういう思いでとか、どういう趣旨でとかというものも不明瞭なので、そこを明確にしてくださいという内容です。その説明を求めたいと思います。

そんなに時間はかからないと思います。きちんと説明をもらえればいいのです。説明してもらったら、それでいいのではないですか。事実の説明があればいいわけです。

**○こしば委員長**

西本委員におかれましては、今回のこの質問の際には、先ほども話があったと思うのですが、本会議場における一般質問の繰り返しにならないよう配慮するという規定がございまして、先ほどのお話を聞いて、繰り返しになるおそれがあると……。

**○西本委員**

それはなぜですか。委員長、それはおかしいではないですか。それはおかしいでしょう。

**○こしば委員長**

なると判断しました。

**○西本委員**

繰り返しにならないようにはしますけれども、議論を深めさせてくださいと言っているわけだから、なぜそれを拒否するのですか。なぜ総務委員会でそれを、皆さんの意見もほしいなと思うし。

**○こしば委員長**

先ほど、話をする中で、ご自身の質問に対する回答のことも触れておりましたので、これはやはり本人の本会議の再質問をしたら、またこの場で同じようなことが繰り返されることになってしまいますので……。

**○西本委員**

それは違う。それは違います。

**○こしば委員長**

配慮いただきたいと思います。

○西本委員

それは了承できません。

だって、私らの権利ですよ。ここで一般質問に係る中で、所管の質問に対して議論を深めるということがありますかと聞いたのです。それに対して「あります」という答えをしているわけだから、それを同じ質問になるからと、分からないでしょう。どこまで、皆さん、議事録あるのですか、今回の一般質問の。私の判断で重ならないようにしますと言っているわけです。重なるのだったら、言ってくれたらいいです。

○須貝委員

堂々巡りになってしまうから、一応、長年の慣例というものがあって、委員長は、それに基づいて、今、仕切っているわけではないですか。別に委員長が勝手に今判断してこうだと言っているわけではなくて、そういう判断、今までの過去の経験則、過去の事例によってやっているわけで、我々が選んだ委員長、副委員長なのですから、従うところは従って、やはり委員長、副委員長を我々も支えていかなければいけないのではないですか。

○西本委員

おかしい。

○須貝委員

それぞれ、また我々はほかで言える場は多々あるのですから……。

○西本委員

言えませんよ。

○須貝委員

あるではないですか。

○西本委員

委員長、おかしいです、今の須貝委員の、慣例ってなんでしょう。慣例でこんなことありましたか。慣例って、私、6期やっていますけれども、慣例って、慣例でこんな話合いの場を拒否されるというのは初めてです。慣例などないです。

〔「休憩を入れませんか」と呼ぶ者あり〕

〔「委員長、一度休憩を」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

会議の進行上、暫時休憩させていただきます。

○午後3時50分休憩

○午後3時56分再開

○こしば委員長

ただいまより、総務委員会を再開いたします。

先ほど、西本委員から、所管質問の件でお話を伺いましたが、西本委員の質問の具体的な項目で、またさらに深掘りをしていかないといけないので、その辺り、もう一度お聞きしたいと思いますので、西本委員、お願いいたします。

○西本委員

何のこと。

○こしば委員長

具体的な質問。

○西本委員

遺贈の問題ですね。

○こしば委員長

遺贈というのは。

○西本委員

遺贈というのは、だから、いつそういう状況になっているかはなかったです、今回の質問に。だから、私たちの今の情報は、令和6年度の予算の明細書の中に、賃借料というものがありません。月100万円の提示が出ています。それから、修繕費が2種類あったかな、2,000万円、2,000万円、4,000万円ぐらいということで、5,900万円ぐらいの予算が立てられていました。その経緯から、私の質問は、どういう経緯で借上げをしたのかということを知っていました。その経緯は、いろいろ答弁がありました。でも、そのときにも、2回ぐらい、遺贈というものがありません。遺贈と少し分からなくなって、筒井議員のところ、遺贈というものが出てきて、でも、それは経緯が分からなかったのです。どういう経緯でとか、あとスケジュールです。なぜ月に100万円というもので借上げたのかということの説明が全くなかったのです。だから、時系列できちんと言ってくださいということです。契約もどういう契約になるかも分からないし、遺贈という話もあり、月100万円という話があり、それがごっちゃになっているので、そこを整理してほしいということです。

仮に遺贈と言っておきながら、あとで、いやいや、家賃をくださいという状況になっているとすれば、それは大きな問題だと思うのです。契約書もないと言っていたわけですね。筒井議員のところ、契約書も作らないとか、要らないとか、ない状況ですと言っていて、口約束みたいな状況になっていたわけですね。それでいいのかという、その経緯がよく分からなかったのです、答弁の中で。だから、そこを明確にしてください。どういう経緯で「秀」を借上げようとした、借上げではなくて、今度は遺贈という問題が出てきたわけですね。初めてですよ。だって、予算が立てられているのに、遺贈というものが出てきた。新しい項目ではないですか。それを説明いただきたいのです。

○こしば委員長

西本委員の一般質問の再質問の中では、まだ遺贈という……。

○西本委員

遺贈というのが、1回か2回、言ったと思います。1回ぐらい言って、私、「えっ？」と思って分からなくて、その後、筒井議員のところ、遺贈ということが少し答弁があったので、だけど、それでも賃借というところと、遺贈というものがリンクしていなかったのです、なんだろうという。だから、質問から言うと、筒井議員の項目でやったほうがいいと思います。

○こしば委員長

西本委員の一般質問のときには、遺贈という答弁は出ていたのですよね。

○西本委員

1回、2回。

○こしば委員長

そのときに、それに関しては質問はされなかったのですか。

○西本委員

していません。分からなかった。遺贈というものが頭になかったのです。

だから、その確認をさせてくださいという話です。

そこは、だって、答弁していたのだから、その答弁がよく分からないので、説明してくださいと、何が悪いの。

**○こしば委員長**

再質問のときには、気づかなかったということですか。

**○西本委員**

気づかないですよ、そんな、遺贈という頭がなかったのだから。そういうものがあると思わなかったです。

なのに、遺贈というものが出てきたわけです、急に。

**○こしば委員長**

再質問する中で「遺贈」という言葉を引き出してきたのですね。

**○西本委員**

引き出すというか、勝手に出ただけだから。私、そんな、遺贈なんて分からないのだから、そういうのを断定的に言わないでください。それについて説明してくれと言っている。それをきちんと答えていただければいいのではないですか、今回。何をそれを止めるのですか。分からない、止める理由が。なぜそんなに揉めるの。そんな複雑な問題ではないでしょう。きちんと答弁に対する、分からないから説明してという話でしょう。

**○こしば委員長**

判断をする前に、委員の皆様、会派の皆様にご意見を、委員の皆様にご意見を……。

**○西本委員**

おかしい。

**○まつざわ委員**

会派の意見というか、会派の話を聞いていないので、私、個人的な話をさせていただきますと、委員長は委員長の立場として、この会議の運営の円滑を図っていくということで、一生懸命努力されていることが分かります。私は、どちらかというと、西本委員の気持ちも分かりますが、私の個人的な話をすると、今、委員長が言っている判断といいますか、質問がかぶるからやめてほしいと。違うのではないかという、私の個人的な意見としては、委員長に従っていきいたいというのが私の意見です。

**○石田（ち）委員**

私は、やはり根拠として、申し合わせ確認事項に、要は、一般質問の繰り返しにならないように配慮するということとどまっています、それで自分の質問ではない、確かに「秀」というところではかぶっているかもしれないですけども、やはりほかの議員の質問でいうところでは、止める根拠がないと思います。なので、私も今、会派に相談してきましたけれども、根拠がない。そして、これまでも自分の質問ではなく、他の議員の質問での所管質問は受け付けるということですので、そして、それを止める根拠がないので、私は西本委員の所管質問は、してしかるべきかなというふうに思います。

**○松本委員**

私も規定を今、何回も読んでいますのですけれども、繰り返しにならないというのは、議場における一般質問の繰り返しにならない。広い項目で言ったら繰り返しになるけれども、だけど、中の細かいところで言ったら、違うよという話です。確かにこれは起こり得るのかなということで、今回は、もともと

の質問が西本委員の想定していなかった答弁が返ってきているということがまず前提としてあるわけですね。ということは、そこは繰り返しにはならないというふうに恐らく解釈できるのではないかと。筒井議員の件を入れるかどうかは分かりませんが、確かに読み方としては、解釈としては、聞いた質問項目ではないことについての議論になってくるので、一応、ここの解釈からすると、繰り返しではない。なので、一応、所管質問を行うことは可能なのかなというふうに思います。

#### ○大倉委員

申し合わせ確認事項に書いてあるところの捉え方としては、形としては、大きくくくれば繰り返しになるというところでは難しいということと、これを細かくやったら大丈夫なのだというと、いろいろな、どんどん1つの今回の件が例に出て、ずっとこれからまたそういった、いや、1回やっているからという前例になり得るなというところは危惧しています。

#### ○西本委員

私の問題になるだけです。なぜ配慮されなければいけないの。おかしいでしょう。こんな議論をしたの初めてだ。なんなの、これ。ないよ、こんなのないよ。今まで。説明してくださいと言って、それで「はいはい」と、明日までに準備すれば済むでしょう。

#### ○須貝委員

私も先ほど申し上げましたけれども、まつざわ委員と一緒にすけれども、やはりこういうことを、今、もともとは、西本委員が自分の意見を一般質問で言いました。それは区との真剣勝負で対面で答弁を引き出して、自分の言うことも、私は明確に言ったと思います。そこで再質問、再々質問をして、またさらに、区に明確に答弁を求めた。もともと今回も、この委員会では、西本委員、自分の言ったことをさらに深掘りということですから、私は同じことをまた言うのかなと。もうそのとき真剣勝負をして、きちんと言うことを言ったのですから、私はそれはそれで、もういいのではないですか。

それで、それをやったら、今後、一般質問でやったことを必ず各常任委員会で個々人がみんな今度やり出していくのではないですか。それでいいというなら、また議会運営委員会で決めればいい。ただ、今まで慣例でやってきて、委員長も一生懸命やられている中で、それは違うのですよとおっしゃるなら、それは我々、委員長に対して、やはり支えていく、また、円滑な運営をやっていくわけですから、今回、西本委員の、1回ここで質問しようということは、差し控えるべきだと思います。

#### ○西本委員

ひどくないですか、この議論。これ、どうするのですか、結局。

〔「委員長判断で」と呼ぶ者あり〕

#### ○西本委員

では、委員長判断ということで、発言なしとさせられてしまうのですか。私は、せっかく所管質問があったらと言ってくれているのだから、所管質問、重ならないように質問しますと言っているにもかかわらず、それを同じ質問だろうとか決めつけて、やるべきではないとかという、誰が権利があるのですか、それ。権利ないでしょう。きちんとここで問われているわけです。所管質問ありますか。それに合わせて、二重に同じことを繰り返さないようにしてくださいという条件つきではないですか。同じ繰り返しはしませんと言っているのではないですか。それは、いや、同じことでしょうかと言うかもしれない。それは感覚の違いが出てくるかもしれないから。でも、遺贈については、私のときにはなかったし、筒井議員のところ遺贈というものが出てきたわけだから、それは何ですかと聞いて、それを説明してくださいというだけではないですか。なぜそれを説明してもらう時間を設けられないのですか。委員会で。

自由もないのですか。最終的に委員長判断になってしまうのですか、こういうこと。一議員の主張が通らないのですか。そういう議会ですか。おかしいでしょう。

**○こしば委員長**

議会の上で進行を妨げますので。

**○西本委員**

進行の前に、真剣だからこそお願いしているのではないですか。

**○こしば委員長**

既に進行に支障を来しています。

**○西本委員**

支障って、では、何のための委員会ですか。何のための議会ですか。いろいろと議論するための議会ではないのですか。初めから、議論する前に、なぜそこを止めてしまうのですか。規定も何もないのに。委員長が止める権利もないのに。おかしいですよ、このやり方は。そんなに時間はかかりませんから、確認だけなのだから。

そうしたら、言論の自由とか、議員としての発言権とかも抑えられるということですよ。これ、大きなことですからね、きちんとしたあれなのに。

**○新妻副委員長**

これ、また今後のことに関しては、これは議会運営委員会で申し合わせというのは決まっていることですから、今そこの中のことについては、この委員会では触れられないと思っています。私も副委員長の立場として、委員長を支えていくという立場で発言をさせていただきますが、確かに、もう1人の議員が同じ質問をしました。でも、やはり議場では、再質問も再々質問もある中で、西本委員が聞かれたときにも、この「遺贈」という言葉が答弁が出ていたというふうに先ほども、西本委員、おっしゃっていただきましたので、聞いていただくチャンスはあったと……。

**○西本委員**

ないです。ないでしょう。再質問、再々質問で、そこで私が答えられる……。

**○新妻副委員長**

再質問であれば答えられなかったですね。

**○西本委員**

再々々質問があったら、言ったかもしれないですよ。

あのですね、そういうことを規制すること自体もないです、今までも。再質問をやったから、再々質問をやったからといって、では、ここの総務委員会の中で発言を止められるということがなかったです、今まで。そんなの、いつ決めたのですか。申し合わせ確認事項を見てください。そんなのありますか、どこに書いてあるのですか。おかしいでしょう。

**○新妻副委員長**

すみません、私も総務委員会の中で、所管質問が、再質問があって同じ質問をしたということは、委員会としては経験していないので分かりませんが、委員長としてやっていたときには、この申し合わせ確認事項を基に、質問をした人の繰り返しにならないということで遠慮いただくというふうに、委員長としては仕切らせていただきました。

**○西本委員**

遠慮ではなかったと思います。必ず委員長がおっしゃるでしょう。繰り返しにならないようにしてく

ださいというのが委員長の最後の言葉ですよ。仕切りですよ。だから、それを見て、はい、分かりましたでしょう、みんな。繰り返しになるだろうから駄目だということはないでしょう。最後の委員長の言葉はなんて書いてありますか。繰り返しのないようにお願いしますでしょう。なぜ今から繰り返されるようなことをするのだということを決めつけるのですか。私は違いますよと言っていますし。同じ繰り返しはしないようにと、同じ質問はしないようにしますと言っているのだから。何が駄目なのですか。おかしいでしょう。誰がそれを最終的に決められるのですか。委員長の采配で決めると書いてありますか。書いていないでしょう。ただ単に、運営上……。

#### ○新妻副委員長

委員会運営の責任者は委員長ですので……。

#### ○西本委員

だけど、では、議員の発言を止めるという権利は誰があるのですか。総務委員会で、このテーマを上げてくださいますと言っている委員に対して、それを止めるのは誰なのですか。委員長なのですか。それも全て議会運営上という、運営上の妨げになるからというのをおかしくないですか。妨げって何ですか。議論を深めようというだけではないですか。

#### ○まつざわ委員

いいですか。すみません。少し不勉強で。

所管質問が、おっしゃるとおり、かぶらないようにするというお話は私も聞いています。かぶらないようにするとおっしゃったのではないですか、質問も。それは全然構わないと思うのですけれども、例えば、それは、かぶったときはどうになってしまうのか。

#### ○西本委員

かぶってはいない。

#### ○まつざわ委員

例えば、かぶってしまったときは、仮定の話ですけれども、かぶってしまったときは、委員長が、もつかぶっているからおしまい……。

#### ○西本委員

かぶっていますよと止めればいいのではないですか。

#### ○まつざわ委員

という話になるわけですか。

#### ○西本委員

ですよ。それをやっているでしょう、委員長は。そういう仕切りをやっているではないですか、委員会でいつも。それは同じですよねと言って止めるではないですか。聞く前に、同じだろうとかというのはおかしいでしょうということを、聞いていないでしょう、今。中身を若干言いましたけれども、だから、その中身をもって重複はしませんよと言っていますよ、私、今。それなのに、いやいや、重複するからと、なぜ決められるの。明日重複するのだったら止めたらいいではないですか。それは一般質問でやっていることですから、答弁は一緒ですからと、それは止めたらいいでしょう。止める権利はあるでしょう、委員長には。言う前に決めるって、おかしいでしょう。重大問題ですよ、これ。この運営上。

#### ○須貝委員

それだったら、もう文書でやり取りしたらどうですか。西本委員の言いたいを全部文書にして、答弁をそちらからもらう。そうすれば、それでいいではないですか。だって、お互いに、聞きたいこと、言

いたいことを言う……。

○西本委員

できるとなっている。

○須貝委員

それが一番いいのではないですか。

○西本委員

違いますというの。

○須貝委員

ここでまた言って、今まで前例がないことをやってしまったら、これからみんなやらなければいけない。時間だって、我々、質問時間だって、みんな決まっているではないですか。いろいろな制約があるのだから、その中で今までやってきたのだから、変えるなら、議会運営委員会で全部変えていけばいいのだし、そこを1つ1つ、いや、これは正論だからこうしなさい、ああしなさいとみんながやり出してしまったら、めちゃくちゃになってしまうのではないですか。

○西本委員

全然違う。これ、おかしいでしょう。

○須貝委員

おかしいならおかしいということで、また議会で話し合っていけばいいではないですか。

○こしば委員長

委員の皆様からお話をいただきました。今、副委員長とも相談し、書記とも相談させていただきまして、私の判断で、今回、西本委員の所管質問は、お受けいたします。

お受けいたしますが、決して再質問にならないように十分に気をつけて行っていただきたいと思いません。

○西本委員

はい。

○こしば委員長

改めて、項目については、筒井議員……。

○西本委員

筒井議員で。

○こしば委員長

筒井議員の一般質問の5番ですね。「秀」の店舗跡の建物を借り上げることについてに関連をして、筒井議員の質問に対する答弁の中にあつた遺贈。

○西本委員

遺贈というのがあつたから、遺贈って何ですかという話です。単純に。どうして遺贈が出てくるのか、借り上げと言っているのに。いつ遺贈の話が出てくるわけという話です。

○こしば委員長

遺贈の経緯ですね。

○西本委員

経緯です。どういう話合いがされたのか。

○こしば委員長



かしこまりました。

では、改めまして、筒井議員の一般質問の5番、品川区国際友好協会が料亭「秀」の店舗跡の建物を借り上げるということについてという項目に関連しまして、筒井議員の質問に対する答弁の中での遺贈の経緯についてお聞きしたいということでございますので、明日の委員会で理事者の答弁をいただきたいと思っております。

以上で、一般質問に係る所管質問について終了いたします。

---

(2) その他

○こしば委員長

次に、その他を行います。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後4時19分閉会